

第 2 章

原爆被爆者援護の概要

第1 被爆後の経緯

1 終 戦

誰しもが想像だにしなかった原子爆弾の被爆により、広島市民はもちろん近郊町村においてもその障害作用による熱線・爆風に加え、恐るべき放射能の影響により全く無傷な者までバタバタ斃れ、手の施しようもない塗炭の苦しみのうちに8月15日の終戦を迎えた。

一方、国内政治は連合国軍の日本進駐により占領軍の監督下におかれ、社会体制の変革を中心とした占領目的達成のため厳しい言論統制の時代に突入した。なかでも昭和20年9月19日占領軍総司令部の発した「日本に与える新聞遵則」（プレスコード）は、新聞・ラジオの報道に限らずあらゆる出版物に対しても厳しいものであり、特に米国の最高機密に属する原子爆弾の情報に関しては非常に警戒していたので、被爆被害の状況やその後の被爆者の症状などの報道にも目を光らせ、医学上の学術的発表にまで制限が加えられたため、占領期間中においては被爆者救護については何のすべもなされなかった。

2 講和条約の締結と被爆者対策の芽生え

昭和27年講和条約の発効をみるに及び政治上戦後処理についての種々の問題が起きてきたが、その中で原爆の問題が出てきたのも当然のことであった。広島市においてもこの年初めて被爆障害者の調査を実施し、また県市医師会においてもこの時期に公然と被爆者対策に取り組み始め、翌28年1月には「広島市原爆障害者治療対策協議会」（原対協）を発足させ被爆障害者救済活動を開始した。

これに呼応し、政府も国内世論にこたえて昭和28年11月国立予防衛生研究所（予研）に「原爆症調査研究協議会」（原調協）を設け「原対協」と協力して原爆後障害症の治療方法の究明に乗り出した。

続いて翌29年2月には原爆症治療方針に関する第1回シンポジウムを広島医師会館で開催した。この事業に対して国の予算は、人件費を除き僅か100万円に過ぎなかったが、このことはその後における国費支出の糸口として大きな役割を果たした。

このように原爆被爆者対策は遅まきながら逐次進展の兆しをみせてきたが、治療費の捻出になお多くの問題を残していた。「原対協」にとってることは最大の悩みであったが、昭和28年には県市それぞれ50万円の助成に加え一般篤志家の寄付及び同年8月に行われたNHK「原爆障害者たすけあい旬間」運動に寄せられた資金360余万円が配分されるなど被爆障害者にとっては大きな喜びとなった。これに引き続き「原対協」役員の国に対する熱心な働きかけと地元出身国会議員の尽力により、昭和29年度から31年度までの間には「原爆症調査研究治療委託費」として次のとおり厚生省で予算化をみたので、「原対協」としては関係医療機関と協力し専心被爆者治療に当たった。

原爆症調査研究治療委託費

(厚生省)

年 度 \ 区 分	広 島	長 崎	計
2 9	2,349,000 円	1,173,000 円	3,522,000 円
3 0	8,303,100 円	4,138,900 円	12,442,000 円
3 1	16,750,000 円	8,932,000 円	25,682,000 円
計	27,402,100 円	14,243,900 円	41,646,000 円

3 第5福龍丸事件

被爆障害者対策の進展の過程で見逃すことのできないものにビキニ環礁における米国の水爆実験による第5福龍丸の被爆がある。

この事件は昭和29年3月1日ビキニ環礁の東北80カイリ(広島を爆心とした場合東は岡山、西は下関に及ぶ範囲)附近で操業中乗組員23名全員が死の灰により被爆したもので、国際的にも大きな問題として取り上げられた。

これを契機に自由党総務会も被爆者問題を取り上げるようになり、さらに政府においても同年10月「原爆症調査研究協議会」を発展的に解消し、新たに「原爆被害者対策に関する調査連絡協議会」を設置するとともに立法化についての調査を開始するなど、被爆者対策を検討する気運が高まってきた。

4 原爆医療法の制定

このような経過から昭和31年11月5日には広島・長崎両市が法律試案を発表するなど被爆障害者援護に関する法律制定の機が熟してきた。

政府においてもこれらの情勢を背景に昭和32年の第26国会において、被爆者が健康上の特別の状態にあることからして国が健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上を図ることを目的に、被爆者の待望久しい「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」案を提出し、その可決成立をみ昭和32年3月31日法律第41号として公布され、4月1日から被爆者の健康診断と認定被爆者の医療の給付が行われることになった。

5 原爆特別措置法の制定

原爆被爆者対策の基本をなす「原爆医療法」は、その後昭和35年の特別被爆者制度及び医療手当制度の創設により、一般医療費の支給・認定被爆者に対する福祉面の配意が実現し、さらに昭和37年・昭和40年と特別被爆者の範囲が大きく拡大され、被爆者対策は一段と進展した。

しかしながらその間に被爆者対策は、医療面だけでなく生活面においても幅広い施策の必要性が痛感されるようになり、地元はもちろん国会内においてもこのことについての強い盛り上がりをみるようになった。

このような状況のもとに、昭和40年11月に被爆者実態調査が実施され、被爆の影響が被爆後20年を経過した調査時においても、身体の異常や障害にある者が今なお存在し、あるいは所得・就業状況・転職の状況等の諸点において一般国民との間に差のあることが認められるなど、被爆者が健康面や生活面

で不安定な状態におかれていることが明らかにされた。

このような観点から、政府は昭和43年の第58国会において、特別の状態におかれている被爆者に対して特別手当・健康管理手当・介護手当の支給及び従来原爆医療法で支給されていた医療手当を含め、被爆者の生活の安定と福祉を図ることを目的とした「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」案を提出し、その可決成立をみ昭和43年5月20日法律第53号として公布され、9月1日から施行されることとなり、先の医療面に加え福祉の面においても法律的にその基盤が確立した。

その後原爆医療法・原爆特別措置法は幾多の改善充実をみることとなった。

6 原爆被爆者対策基本問題懇談会

昭和54年1月29日社会保障制度審議会（会長 大河内一男）は、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正」について次のとおり答申した。

「今回の改正案は、国会の付帯決議に沿って、諸手当の増額をはじめ相当の前進がはかられているものと認められる。しかしながら、本審議会がしばしば指摘してきたにもかかわらず、被爆者に対する制度の基本的なあり方について、未だ十分な検討がなされていないことは遺憾にたえない。

よって、政府においては、原子爆弾被爆の特殊性にかんがみ専門家による権威ある組織を設け、昭和53年3月の最高裁判所の判決の趣旨をふまえて、速やかに、この問題に関する基本理念を明確にするとともに、現行二法の再検討を行うべきである。」

これに基づき厚生大臣は、昭和54年6月、次の7人からなる「原爆被爆者対策基本問題懇談会」を発足させ、鋭意その検討が続けられ、昭和55年12月11日に厚生大臣に対して、意見書（答申）が提出された。

〔原爆被爆者対策基本問題懇談会名簿〕

茅 誠 司	東京大学名誉教授（座長）
大河内 一 男	〃
緒 方 彰	N H K 解説委員
久保田 きぬ子	東北学院大学教授
田 中 二 郎	元最高裁判所判事
西 村 熊 雄	元フランス大使（55.11.12 死亡）
御園生 圭 輔	原子力安全委員会委員

[懇談会の意見書]

1 原爆被爆者対策の基本理念

(1) 今次の戦争による国民の犠牲はきわめて広範多岐にわたり、すべての国民がその生命・身体・財産等について多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたといつても言い過ぎではない。

しかし、これらの犠牲の中で、広島及び長崎における原爆投下による被爆者の犠牲がきわめて特殊性の強いものであることは、何人も否定しがたいところである。

広島及び長崎における原爆投下は、歴史はじまって以来初めて人類に対して原爆の恐るべき威力を発揮したものであり、これによる原爆被害は悲惨きわまりないものであった。すなわち、この無警告の無差別的奇襲攻撃により、前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にて、広範な地域にわたり多数の尊い人間の命を奪い、健康上の障害をもたらし、人間の想像を絶した地獄を現出した。そして、これがひいては戦争終結への直接的契機ともなった。ただしそれだけではない。この惨禍で危うく死を免れた者の中にも原爆に起因する放射線の作用により、35年を経た今日なお、晩発障害に悩まされている者が少なくない。原爆放射線による健康上の障害には、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは、被爆後数年ないし10年以上経過してから発生するという特異性をもつものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立った特殊性をもった被害であると言うことができる。

(2) およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般的犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。

もっとも、このような犠牲者に対し、現代福祉国家の理想に基づき、その平和な生存を保障する措置の一環として、種々の救済策を講ずるかどうかは、別に考慮に値する問題で、社会的公正を確保する見地からいって、それは望ましくかつ意義ある措置ということができよう。こういう見地からいえば、戦争損害の一環としての広島及び長崎における原爆被爆者の損害に対し、政府が被爆の実態に即応した対策を講じてきたことは、一応評価しなければならない。

しかば、原爆被爆者対策はいかなる基本理念に基づいて行われるべきであろうか。従来、政府は、現行の原爆二法による対策は他の一般戦災者に対する対策との均衡と調和などを考慮してか、特別の社会保障制度であるという見解をとってきた。

ところが、昭和53年3月30日の最高裁判所の判決は、現行原爆医療法はいわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるが、国家補償的配慮が制度の根底にあることを指摘して次のように述べている。すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費より必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上

の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊な戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」と(最高判昭和53年3月30日第1小法廷民集第32巻2号435頁参照)。

最高裁判所の判決も述べているように、従来国にとってきた原爆被爆者対策は、原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の一般的戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する「特別の犠牲」であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考える。

(3) ところで、広い意味における国家補償の見地に立って適切妥当な措置対策を講ずるというのは、具体的にはどういう意味を有するかについて、若干の分析的解説を加えておく必要がある。

第1に、国家補償の見地に立って考えるというのは、今次の戦争の開始及び遂行に関して國の不法行為責任を肯認するとか、原爆被爆者が違法な原爆投下をしたアメリカ合衆国に対して有する損害賠償請求権の講和条約による放棄に対する代償請求権を肯認するという意味ではなく、今次戦争の過程において原爆被爆者が受けた放射線による健康障害すなわち「特別の犠牲」について、その原因行為の違法性、故意、過失の有無等にかかわりなく、結果責任（危険責任といつてもよい）として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだという趣旨である。それは國の完全な賠償責任を認める趣旨でないことを注意する必要がある。

第2に、原爆被爆者に対する対策は、結局は、國民の租税負担によって賄われることになるのであるが、殆どすべての國民が何らかの戦争被害を受け、戦争の惨禍に苦しめられてきたという実情のもとにおいては、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異のものであり、「特別の犠牲」というべきものであるからといって、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであっては、その対策は、容易に國民的合意を得がたく、かつまた、それは社会的公正を確保するゆえんでもない。この意味において、原爆被爆者対策も、國民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならないであろう。

第3に、原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立って基本的には、國の責任において行うべきであるとしても、その具体的な内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものでありそのためには各地域の実情に即した対策が望ましく、このような地域福祉の見地からいえば地方公共団体の被爆者対策への協力が強く要請されるものと言わなければならぬ。

なお、一部に被爆者対策の内容は、旧軍人軍属等に対する援護策との間に均衡のとれたものとすべきであるという声がある。このような要望は心情論としては理解できないわけではないが、法律論としてはにわかに採用しがたい。すなわち旧軍人軍属等に対する援護策は國と特殊の法律関係にあった者に対する國の施策として実施されているもので原爆被爆者を直ちにこれと同一視するわけにはいか

ない。

2 原爆被爆者対策の基本的在り方

当懇談会は、原爆被爆者対策を広い意味における国家補償の見地に立って考えるものであるが、被爆者対策の基本的ในり方の要点を摘記すると、次のとおりである。

(1) これまでの被爆者対策の発展の跡をたどると、被爆者対策の対象たる者が逐次拡大され、その給付の内容も、当初の現物給付（健康診断、医療給付）から次第に金銭給付（健康管理手当、特別手当、医療手当、保健手当、介護手当、葬祭料等）にその重点が移ってきていているのみならず、健康管理手当の支給要件の緩和の経過等にみられるように、全体的に一律平等総花主義になってきているように思われる。しかし、ただ徒らにこういう傾向を推し進めることは、一方において、援護対策の必要度の高い被爆者に対する適切妥当な対策の実施を困難にするとともに、他方において、一般戦争被害者に対する対策との間に不均衡をきたし、社会的公正を確保するゆえんではない。

ひとしく原爆被爆者と称せられる者は、すべて「特別の犠牲」を余儀なくされた者と理解すべきものとしても、放射線被曝の程度には人によって差があり、多量の線量を被曝した者から被曝の可能性があったにすぎない者まで含まれている。また、被曝による放射線障害の程度についても、原爆による放射線障害であると明らかに認められる者から放射線障害の生ずる可能性のある者に至るまで、まちまちであり、これに対する対策の必要性は、人によって著しく異なる。したがって今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ障害の実態に即した適切妥当な対策を重点的に実施するよう努めるべきである。いいかえれば、「公平の原則」は絶えず考慮しながらも、「必要の原則」を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずべきである。

(2) 被爆者に対する重要な対策の一つとして原爆投下によって被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金等の支給を要求する声が強い。原爆投下により瞬時に又は長い苦しみの末、死没した人々及びその遺族に対し、弔慰の念を今さらに新たにすることは、同胞の心情として、きわめて当然のことであるが、これらの人々に対し、国が特に弔慰金、遺族年金等を支給すべきかどうかは、また、別個の問題である。都市の大空襲で爆撃を受け即死ないし苦しい療養の後に死没した人々、艦砲射撃で一家一族が一瞬にして無に帰した人々並びにそれらの遺家族など、数限りない悲惨な戦災者との均衡を無視することは、社会的公正を実現するゆえんとはいひ得ず、国民的合意を得ることはむずかしい。

以上のように考えることは、被爆者に対して国家補償の見地に立って対策を考えるべきものとする当懇談会の立場と決して矛盾するものではないと考える。

(3) 被爆者対策に関し、被爆地域拡大の要求が関係者の間に強い。ところで、被爆地域の指定は、本来原爆投下による直接放射線量、残留放射能の調査結果など、十分な科学的根拠に基づいて行われるべきものである。ところで、これまでの被爆地域の指定は、従来の行政区域を基礎として行われたために、爆心地からの距離が比較的遠い場合でも被爆地域の指定を受けている地域があることは事実であるが、上述のような科学的・合理的な根拠に基づくことなく、ただこれまでの被爆地域との均衡を保つためという理由で被爆地域を拡大することは、関係者の間に新たに不公平感を生み出す原因となり、

ただ徒らに地域の拡大を続ける結果を招来するおそれがある。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。

3 原爆被爆者対策の内容の改善

- (1) 現行のいわゆる原爆二法、すなわち、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は、原爆被爆者を対象として、原爆放射線による健康上の障害に着目して各種の給付を行おうとするもので、その内容をみると、被爆者に対する健康診断及び医療の給付に加え各種の金銭給付があり、これら原爆二法による給付以外にも原爆小頭症患者手当の支給及び被爆者のための養護ホームの設置、被爆者相談事業の実施等の福祉増進施策が予算措置として行われている。これらの給付や措置だけでは、すべての被爆者を満足させるに足りるものといえないにしても、他の戦争被害者に対する救済措置と対比して、国としては、それ相応の配慮をしてきたものといってよいであろう。
- (2) 原爆投下以来35年を経た今日、被爆者として被爆者対策の対象となっている人々が37万人を超える、年々その数が増加する傾向さえみられるが、晩発障害の発生等を考慮しても、対策の真の対象そのものは、漸減していくのが筋である。このように限られた現存の被爆者に対しては、「特別の犠牲」を余儀なくされた者として、その被爆による放射線障害の実態に即し、「必要な原則」に従って適切妥当な救済措置を講ずべきである。例えば、多量の放射線を被曝したと推定される近距離被爆者に対しては、被爆の実態に即した各種手当の支給等に引き続き努力を傾注すべきである。

原爆放射線の身体的影響については、多くの事実が明らかにされているが、なお解明されていない分野がある。また、原爆放射線の遺伝的影響についても、今までのところ有意な影響は認められていないものの、さらに研究を重ねる必要がある。このため、研究体制の整備充実を図ることにより周到な研究を進め、問題を逐次解明することが、被爆者に対する国の重大な責務であると同時に、世界における唯一の被爆国であるわが国が国際社会の平和的発展に貢献する道といえるであろう。

また、被爆者が今日の複雑多難な社会環境に対処しこれを生き抜いていくうえに種々の疑問を抱き不安を感じることの少なくないであろう実情に照らし、国は被爆者相談事業の充実を図るべきである。こうした被爆者相談事業などの福祉増進施策は地域福祉と密接な関連があるので地方公共団体も相応の役割を果たすべきであろう。

7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の制定

その後原爆医療法・原爆特別措置法は幾多の改善充実をみたが、高齢化の進行など被爆者の取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な施策を講ずることが強く求められることになった。

このため、平成6年9月から与党の戦後50年問題プロジェクトチームにおいて被爆者対策の在り方について審議が行われ、同年11月2日に与党3党が合意、政府は同月22日に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」案を閣議決定し、第131臨時国会へ提出した。

法律案は、広島、長崎での衆議院厚生委員会の地方公聴会を経て可決成立し、平成6年12月16日法

律第 117 号として公布され、平成 7 年 7 月 1 日から施行されることとなった。

新しい「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」では、被爆後 50 年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じ、あわせて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するものとする法律制定の趣旨を前文を設けて明らかにし、特別葬祭給付金の支給、平和を祈念するための事業、所得制限の撤廃、福祉事業の実施と補助の法定化等の新規事項とともに、被爆者に対する医療の給付及び手当の支給等について、従前の原爆医療法・原爆特別措置法と同様の規定が設けられた。

第2 法による健康管理・医療

1 法制度の目的

この法律は、被爆者が昭和20年8月広島市、長崎市に投下された原子爆弾の傷害作用により、健康上今なお特別の状態にあるため、その健康の保持及び向上を図ることを目的として、国においてこれら被爆者の健康診断及び医療を行うこととされたものである。

2 法制度の変遷

制定年月	内容
昭和32年3月	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され、被爆者の健康管理と原爆の放射能に起因する障害の医療給付が、4月1日から実施された。
昭和35年8月	同法の一部改正（昭和35.8.1施行） ① 特別被爆者制度の創設と一般疾病医療費の支給 特別被爆者の区分（施行令6条） ・2キロメートル以内の直接被爆者及びその胎児（1号） ・厚生大臣の認定を受けた者（2号） ・健康診断の結果、厚生大臣の求める特別の障害が認められた者（3号） ② 認定被爆者に医療手当の支給
昭和37年3月	同法施行令の一部改正（昭和37.4.1施行） ① 特別被爆者の範囲拡大 「2キロメートル」から「3キロメートル」に拡大 ② 特別被爆者になり得る条件緩和（施行令6条3号該当） ・改正前「直接被爆者でかつ2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者」 ・改正後「直接被爆者又は入市者（2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者）」
昭和38年3月	同法施行令の一部改正（昭和38.4.1施行） 医療手当所得制限の緩和 ・改正前「前年の所得税額本人0円で、扶養義務者の税額5,660円以下」 ・改正後「前年の所得税額本人1,640円以下で扶養義務者の税額5,660円以下」
昭和39年3月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和39.4.1施行） 特別被爆者になり得る条件緩和（施行令6条3号該当） ・改正前「直接被爆者又は入市者（2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者）」 ・改正後「一般被爆者全部が該当」
昭和40年4月	同法施行令等の一部改正（昭和40.4.1施行） ① 医療手当所得制限の緩和（政令改正） 本人の前年所得税額 改正前 1,640円 → 改正後 17,200円 扶養義務者前年所得税額 改正前 5,660円 → 改正後 17,200円 ② 健康管理の強化（省令改正） 希望健康診断制度の新設 定期健康診断以外年2回を限度として被爆者の希望により実施
昭和40年5月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和40.5.28施行、昭和40.4.1適用） 医療手当の増額 改正前 改正後 2,000円 → 3,000円 1,000円 → 1,500円

制定年月	内容
昭和40年9月	同法施行令の一部改正（昭和40.10.1施行） 特別被爆者の範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・被爆後3日以内に爆心地から2キロメートル以内に入市した者及びその胎児 ・被爆当時、次の区域にあった者及びその胎児（新庄町、三滝町、山手町、己斐町、古田町、庚午町、三篠本町四丁目、安佐郡祇園町のうち長束、西原、西山本） (注)長崎市については町名省略
(昭和42年)	(広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）設置)
(昭和43年5月)	（「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定（昭和43.9.1施行） 特別手当等（特別手当、健康管理手当、介護手当、医療手当）の支給が実施された。）
(昭和45年4月)	(広島原爆養護ホームの開設（厚生事務次官通知による）〈予算事業〉)
昭和46年4月	同法施行令の一部改正（昭和46.4.1施行） 長崎市の爆心地域拡大
昭和47年5月	同法施行令の一部改正（昭和47.5.1施行） 特別被爆者の範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> 被爆当時、次の区域にあった者及びその胎児（草津東町、草津浜町、草津本町、草津南町及び安佐郡祇園町のうち東山本、北下安、南下安、東原）
昭和48年4月	同法施行令の一部改正（昭和48.4.19施行、昭和48.4.1適用） 長崎市の特別被爆地域拡大
昭和49年6月	同法の一部改正（昭和49.10.1施行） <ul style="list-style-type: none"> ① 一般被爆者及び特別被爆者の区分が廃止され、被爆者健康手帳となる。 ② 健康診断特例区域の指定（長崎）
昭和51年9月	同法施行令の一部改正（昭和51.9.18施行） 広島についても健康診断特例区域の指定（黒い雨降雨区域）
昭和57年8月	老人保健法の制定（昭和58.2.1施行） 一般疾病医療費が同法の適用を受けることとなる。
昭和59年9月	健康保険法等の一部改正（昭和59.10.1施行） 被保険者本人も一般疾病医療費の適用を受けることとなる。
昭和63年5月	同法施行規則の一部改正（昭和63.5.11施行、昭和63.4.1適用） 被爆者健康診断にがん検診が新設
平成4年4月	被爆者健康診断のがん検診に「大腸がん検診」が追加（平成4.4.13施行、平成4.4.1適用） 老人保健法の一部改正による「老人訪問看護制度」創設に伴う老人被爆者の基本利用料の国費負担制度が新設（平成4.4.1適用）
平成6年12月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定（平成7.7.1施行） 被爆者の健康管理及び医療について原爆医療法と同様の規定の設置
平成9年12月	介護保険法の制定（平成12.4.1施行） 一般疾病医療費が同法に適用されることとなる。
平成10年8月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」施行規則の一部改正（平成10.8.3施行） <ul style="list-style-type: none"> ① 健康診断受診者証の更新が廃止される。（平成10.10.1施行） ② 被爆者健康手帳の更新が廃止される。（平成11.8.1施行）
平成14年4月	同法施行令の一部改正（平成14.4.1施行） 第二種健康診断受診者証の創設（長崎被爆の健康診断特例区域の拡大）

在外被爆者に対する支援

制定年月	内 容
平成14年5月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の通知（平成14.5.31通知、平成14.6.1実施）
平成15年7月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成15.7.25通知、平成15.8.1適用） 「手帳交付渡日支援事業」、「渡日治療支援事業」等について、実施主体を4県市以外の都道府県に拡大した。
平成16年9月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成16.9.1通知、平成16.9.1適用） ①被爆確認証交付事業について4県市以外の都道府県を実施主体に加えた。 ②「手帳交付渡日支援事業」及び「渡日治療支援事業」について渡日に際して必要な介助者の取扱いを明確化した。
平成16年12月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成16.12.21通知、平成16.10.1適用） 在外被爆者保健医療助成事業を追加した。 在外被爆者保健医療助成事業実施要綱の通知（平成16.12.21通知、平成16.10.1実施）
平成17年11月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則」の一部改正（平成17.11.30施行） 被爆者健康手帳取得者であって、国内に居住地及び現在地を有しない者が、健康管理手当等の手当の認定申請及び日本国外で死亡した場合の葬祭料の支給申請をするときは、在外公館等を経由して最後に日本国内に有した居住地または現在地の都道府県知事（及び広島市長、長崎市長）に申請することが可能となった。
平成18年4月	平成18年度在外被爆者支援事業実施要綱の制定（平成18.3.31通知、平成18.4.1適用） 及び在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の廃止（平成18.3.31通知、実施） これまで国庫補助事業であった在外被爆者支援事業が、厚生労働省から、都道府県、広島市及び長崎市への委託事業となつた。
平成19年4月	保健医療助成事業において、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア及びペルー在住の事業対象者については、民間保険会社の医療保険の保険料を助成の対象としてきたが、民間保険会社の医療保険に加入していない者については、居住国の医療機関において医療を受けたときに支払った医療費が助成対象とされた。
平成20年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間13万円から14万5千円（保険料については特に理由がある場合15万7千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は15万7千円）とされた。
平成20年6月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の一部改正（平成20.12.15施行） 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者で、国内に居住地及び現在地を有しない者は、政令で定めるところにより、在外公館等を経由して、その者が被爆したとする場所の所在地を管轄する都道府県知事（広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長）に申請することが可能となった。
平成21年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間14万5千円から15万3千円（保険料については特に理由がある場合16万5千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は16万5千円）とされた。
平成22年4月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」の一部改正（平成22.4.1施行） 被爆者健康手帳取得者であって、国内に居住地及び現在地を有しない者が、その者の負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、在外公館等から都道府県知事（及び広島市長、長崎市長）を経由して、厚生労働大臣に申請することが可能となった。 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則」の一部改正（平成22.4.1施行） 第一種又は第二種健康診断受診者証の交付を受けようとする者（非居住者に限る。）は、在外公館等を経由して、当時現に所属していた場所を管轄する都道府県知事（広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長）に申請することが可能となった。 保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間15万3千円から16万1千円（保険料については特に理由がある場合17万2千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は17万2千円）とされた。

制定年月	内 容
平成23年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間16万1千円から17万1千円（保険料については特に理由がある場合18万3千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は18万3千円）とされた。
平成24年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間17万1千円から17万6千円（保険料については特に理由がある場合18万7千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は18万7千円）とされた。
平成25年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間17万6千円から17万9千円（保険料については特に理由がある場合19万1千円、医療費については連続して4日間以上入院した場合は19万1千円）とされた。
平成26年4月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費とともに、年間30万円とされた。（医療費については、上限を超える部分についても一定条件のもと支給される。）

原爆医療法等に基づく被爆者区分の推移

施 行 年 月 日	直 接 被 爆					入 市 被 爆		救 護 等
	2 km 以 内	3 km 以 内	新庄町, 三 滝町, 山手 町, 己斐町, 古田町, 庚 午町, 三篠 本町四丁目 祇園町 長束, 西原 西山本	草津東町 草津浜町 草津本町 草津南町	祇園町 東山本 北下安 南下安 東 原	3km 以遠 の市内と 中山村, 戸坂村, 府中町の一 部	8月 6日 （ 8月 9日	8月 10日 （ 8月 20日
32. 4. 1								
			旧被爆者健康手帳				旧被爆者健康手帳	
35. 8. 1			旧一般被爆者健康手帳				旧一般被爆者健康手帳	
37. 4. 1						(非 被 爆 者)		
40. 10. 1								旧特別被爆者健康手帳
47. 4. 1			旧特別被爆者健康手帳					
49. 10. 1							被 爆 者 健 康 手 帳	

3 被爆者の区分

被爆者とは、次に該当する者で被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

被 爆 者 (法第1条)	第1号	直 接 被 爆 者	原爆が投下された際、当時の広島市及び 1 広島県安佐郡祇園町 2 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木 3 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田 4 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北にあつた者 (長崎分は省略)
	第2号	入 市 者	原爆が投下された時から2週間以内に爆心地からおおむね2キロメートルの区域内(別記)にあつた者
	第3号	死体処理及び救護に従事した者等	原爆が投下された際、又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
	第4号	胎 児	上記第1号、第2号、第3号の者の胎児であった者

別記（第2号関係）

当時の広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東觀音町一丁目、東觀音町二丁目、西觀音町一丁目、西觀音町二丁目、觀音本町、南觀音町、広瀬北町、寺町、空鞘町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塙本町、塙町一丁目、塙町二丁目、塙町三丁目、塙町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雜魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塙町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稻荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉ノ里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町(長崎分は省略)

被爆区域及び健康診断特例区域

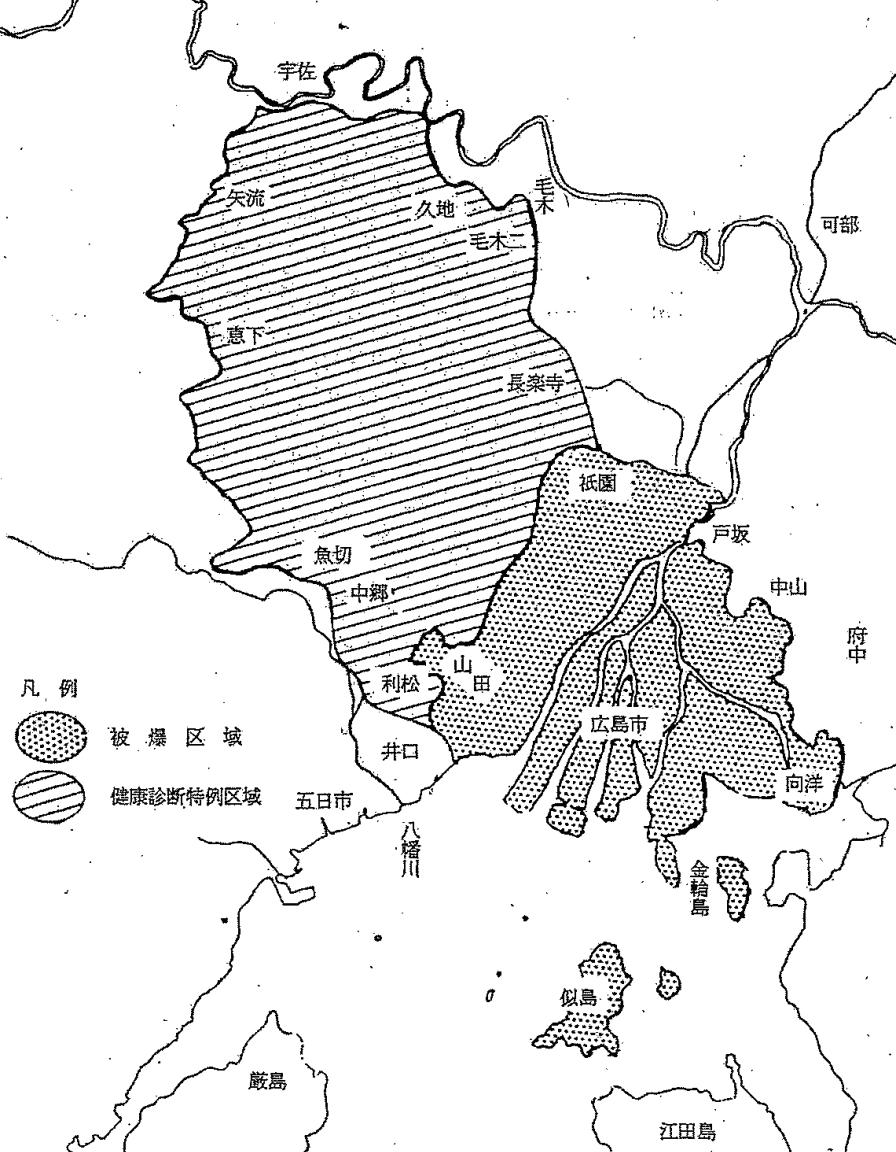
1 : 200,000

0

5

10

15 km



4 健康診断の特例

被爆者とみなしが健康診断の特例の対象とする者は、健康診断を受けることができるが、医療の給付を受けることはできない。

平成14年度からは、長崎被爆について健康診断特例区域が拡大され、「第二種健康診断受診者証」が創設された。これにより従来の健康診断受診者証は「第一種健康診断受診者証」となった。

健康診断の結果、「第一種健康診断受診者証」所持者で特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付される。

被爆者とみなしが健康診断の特例の対象とする者 (法附則第17条)	1 第一種健康診断受診者証所持者	1 原爆が投下された際、下記の区域内に在った者又は、その当時その者の胎児であった者 1 山県郡安野村のうち、島木及び段原 2 佐伯郡 (1) 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下 (2) 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川 (3) 石内村 (4) 八幡村のうち、利松、口和田及び高井 3 安佐郡 (1) 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神 (2) 日浦村のうち、毛木二 (3) 戸山村 (4) 安村のうち、長楽寺及び高取 (5) 伴村 (長崎分は省略) 2 第二種健康診断受診者証所持者 2 長崎に原爆が投下された際、爆心地から12kmの区域内(被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証の対象となる区域を除く)に在った者又はその当時その者の胎児であった者 (区域名省略)

5 被爆者健康手帳等の申請手続

(1) 被爆者健康手帳交付の申請

ア 申請書の提出先

申請者の居住地の市町役場(呉市の場合、居住地を管轄する保健所。以下同じ)

イ 添付書類

交付申請書に添付する書類としては、申請者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条各号の一に該当する事実を認めることができる書類とされているが、厚生省公衆衛生局長通達(昭和32年5月14日衛発第387号)によって、おおむね次のとおりとされている。

- ① 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書
- ② 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類

- ③ 前2号のものがない場合は、市町村長等の証明書
 - ④ 前3号のものがない場合は、第三者（三親等内の親族を除く。）2人以上の証明書
 - ⑤ 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書
- (2) 第一種及び第二種健康診断受診者証交付の申請
- ア 申請書の提出先
 - 被爆者健康手帳に同じ
 - イ 添付書類
 - 交付申請書に添付する書類は、申請者が法附則第17条に規定する者に該当する事実を認めることができる書類（第三者の証明書等）で、当該書類がない場合には、当該事実についての申立書となっている。
 - ウ 被爆者健康手帳の交付
 - (ア) 第一種健康診断受診者証の所持者で、一般検査において医師が精密検査を必要と判断し、精密検査を行った結果、次に掲げる障害があると認められた者については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条第3号に該当する者として被爆者健康手帳の交付を受けることができる。
 - ① 造血機能障害
 - ② 肝臓機能障害
 - ③ 細胞増殖機能障害
 - ④ 内分泌腺機能障害
 - ⑤ 脳血管障害
 - ⑥ 循環器機能障害
 - ⑦ 腎臓機能障害
 - ⑧ 水晶体混濁による視機能障害
 - ⑨ 呼吸器機能障害
 - ⑩ 運動器機能障害
 - ⑪ 潰瘍による消化器機能障害
 - (イ) 被爆者健康手帳交付申請書に添付する書類は、精密検査用健康診断個人票及び第一種健康診断受診者証となっている。

6 居住地の変更等

(1) 氏名及び居住地等の変更

変更届は、居住地の市町役場へ提出する。

○必要なもの　　被爆者健康手帳又は第一種若しくは第二種健康診断受診者証・印鑑

(2) 再交付

再交付申請書は、居住地の市町役場へ提出する。

○必要なもの　　破れ又は汚れた被爆者健康手帳又は第一種若しくは第二種健康診断受診者証・印鑑

(3) 返還

① 被爆者健康手帳

死亡したときは、死亡した者の居住地の市町役場へ葬祭料の申請時に被爆者健康手帳を添えて提出する。

○必要なもの 印鑑

② 健康診断受診者証

死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が死亡した者の居住地の市町役場へ健康診断受診者証を提出する。

○必要なもの 印鑑

7 全国被爆者数（各年度末現在）の推移

(単位：人)

区分	昭和 32	35	40	45	49	50	55	60	61
特別被爆者		83,323	217,304	281,449					
一般被爆者	200,984	151,866	64,291	51,596					
計	200,984	235,189	281,595	333,045	356,527	364,261	372,264	365,925	362,547
健康診断受診者証交付者	—	—	—	—	4,003	3,970	4,975	3,850	3,753

区分	昭和 62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7
被爆者	359,931	356,488	352,550	348,030	343,712	339,034	333,812	328,629	323,420
健康診断受診者証交付者	3,637	3,486	3,313	3,153	3,033	2,847	2,676	2,524	2,266

区分	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
被爆者	317,633	311,704	304,455	297,613	291,824	285,620	279,174	273,918	266,598	259,556
健康診断受診者証交付者	2,060	1,829	1,604	1,495	1,379	1,274	一種 1,164	一種 1,077	一種 981	一種 927
							二種 10,695	二種 11,705	二種 11,882	二種 11,788

区分	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26
被爆者	251,834	243,692	235,569	227,565	219,410	210,830	201,779	192,719	183,519
健康診断受診者証交付者	一 種 8 6 1	一 種 7 7 6	一 種 7 3 2	一 種 6 7 8	一 種 6 3 5	一 種 6 0 1	一 種 5 6 4	一 種 5 2 4	一 種 4 9 9
	二 種 11, 601	二 種 11, 413	二 種 11, 182	二 種 10, 982	二 種 10, 691	二 種 10, 414	二 種 10, 114	二 種 9, 854	二 種 9, 534

※ 1 昭和35年度特別被爆者制度創設、昭和49年10月一般被爆者及び特別被爆者の区分廃止、同年10月より健康診断のみを行う地域が設けられ健康診断受診者証が交付された。

2 全国被爆者数は厚生労働省の公表被爆者数であり、平成14年度については、平成15年3月31日時点で国外転出の在外被爆者数は含まれていない。

8 全国都道府県別被爆者数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

都道府県名等		平成 26 年 度 末					第 1 種 受診者証 人	第 2 種 受診者証 人	合計 人			
		被 爆 者 健 康 手 帳										
		第 1 号 人	第 2 号 人	第 3 号 人	第 4 号 人	小 計 人						
1	北海道	242	83	26	9	360	1	5	366			
2	青森	36	14	6	2	58	0	0	58			
3	岩手	17	11	5	2	35	0	2	37			
4	宮城	108	41	10	3	162	0	2	164			
5	秋田	15	8	2	2	27	0	0	27			
6	山形	23	8	0	0	31	0	1	32			
7	福島	45	18	4	4	71	0	3	74			
8	茨城	280	78	22	15	395	8	8	411			
9	栃木	149	36	12	7	204	1	1	206			
10	群馬	105	24	10	2	141	0	4	145			
11	埼玉	1,282	393	106	131	1,912	11	65	1,988			
12	千葉	1,622	647	150	155	2,574	14	56	2,644			
13	東京	4,104	1,271	366	269	6,010	20	91	6,121			
14	神奈川	3,033	874	255	212	4,374	19	115	4,508			
15	新潟	90	21	5	3	119	2	0	121			
16	富山	36	22	3	2	63	0	0	63			
17	石川	66	23	5	3	97	0	2	99			
18	福井	48	10	2	2	62	0	1	63			
19	山梨	65	18	1	3	87	0	4	91			
20	長野	87	26	7	7	127	1	4	132			
21	岐阜	264	106	46	16	432	7	9	448			
22	静岡	422	128	34	31	615	5	20	640			
23	愛知	1,552	384	162	109	2,207	16	121	2,344			
24	三重	286	79	26	15	406	0	15	421			
25	滋賀	232	93	36	12	373	2	18	393			
26	京都	684	247	85	49	1,065	1	23	1,089			
27	大阪	4,073	1,191	405	263	5,932	17	188	6,137			
28	兵庫	2,415	866	259	158	3,698	31	100	3,829			
29	奈良	383	172	32	36	623	2	13	638			
30	和歌山	181	54	16	15	266	1	3	270			
31	鳥取	137	169	26	7	339	0	3	342			
32	島根	391	733	84	17	1,225	0	2	1,227			
33	岡山	992	553	141	81	1,767	9	12	1,788			
34	広島	10,316	9,437	3,759	922	24,434	37	28	24,499			
35	山口	1,905	936	268	117	3,226	11	25	3,262			
36	徳島	120	59	16	2	197	0	2	199			
37	香川	269	65	18	18	370	1	4	375			
38	愛媛	571	227	48	38	884	4	5	893			
39	高知	116	46	7	9	178	1	2	181			
40	福岡	5,011	1,219	477	263	6,970	40	241	7,251			
41	佐賀	732	248	150	27	1,157	7	39	1,203			
42	長崎	7,555	2,361	3,272	481	13,669	37	1,769	15,475			
43	熊本	967	163	67	37	1,234	5	32	1,271			
44	大分	457	165	42	26	690	2	8	700			
45	宮崎	362	107	31	13	513	2	7	522			
46	鹿児島	627	125	53	26	831	3	10	844			
47	沖縄	113	55	2	7	177	1	2	180			
48	広島市	35,677	13,905	6,777	2,574	58,933	170	18	59,121			
49	長崎市	25,422	5,010	2,677	1,090	34,199	10	6,451	40,660			
合 計		113,685	42,529	20,013	7,292	183,519	499	9,534	193,552			

9 広島県・市年度別被爆者数（各年度末現在）

(単位：人)

年度	広 島 県			広 島 市			計
	一般被爆者	特別被爆者	小計	一般被爆者	特別被爆者	小計	
32	32,342		32,342	74,610		74,610	106,952
33	36,531		36,531	79,400		79,400	115,931
34	38,611		38,611	82,476		82,476	121,087
35	25,936	17,777	43,713	38,350	44,481	82,831	126,544
36	28,834	19,882	48,716	41,959	45,793	87,752	136,468
37	26,136	25,017	51,153	25,635	67,161	92,796	143,949
38	25,847	25,167	51,014	25,569	68,039	93,608	144,622
39	26,927	26,186	53,113	25,471	67,922	93,393	146,506
40	7,553	49,651	57,204	13,568	79,343	92,911	150,155
41	7,038	57,730	64,768	10,577	85,050	95,627	160,395
42	7,282	64,292	71,574	10,864	84,111	94,975	166,549
43	7,752	68,235	75,987	9,857	83,064	92,921	168,908
44	7,867	69,575	77,442	9,193	82,196	91,389	168,831
45	8,666	72,567	81,233	8,805	81,531	90,336	171,569
46	8,438	72,443	80,881	9,286	82,804	92,090	172,971
47	7,675	59,137	66,812	9,022	99,742	108,764	175,576
48	7,720	58,904	66,624	8,957	99,733	108,690	175,314
49			62,874			114,411	177,285
50			65,219			114,542	179,761
51			66,253			113,384	179,637
52			66,699			112,738	179,437
53			67,228			111,811	179,039
54			67,799			110,717	178,516
55			68,356			109,612	177,968
56			68,211			108,870	177,081
57			68,208			108,208	176,416
58			67,550			107,093	174,643
59			59,322			113,885	173,207
60			58,856			112,871	171,727
61			58,121			111,433	169,554
62			57,580			110,392	167,972
63			57,046			109,118	166,164
元			56,250			107,459	163,709
2			55,579			105,599	161,178
3			54,889			103,818	158,707
4			53,958			101,939	155,897
5			52,851			100,188	153,039
6			51,844			98,473	150,317
7			50,766			96,929	147,695
8			49,630			95,260	144,890
9			48,577			93,637	142,214
10			47,173			91,940	139,113
11			45,451			90,184	135,635
12			44,367			88,592	132,959
13			43,246			86,779	130,025
14			41,995			85,065	127,060
15			40,739			83,732	124,471
16			39,427			81,649	121,076
17			37,381			80,509	117,890
18			35,987			78,111	114,098
19			34,561			75,642	110,203
20			33,027			73,388	106,415
21			31,619			71,194	102,813
22			30,498			68,886	99,384
23			28,926			66,660	95,586
24			27,388			64,302	91,690
25			25,954			61,666	87,620
26			24,434			58,933	83,367

※ 昭和49年10月から、一般被爆者健康手帳、特別被爆者健康手帳の区別はなくなり、被爆者健康手帳となった。

10 市町別被爆者健康手帳・健康診断受診者証所持者数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(単位：人)

保 健 所 (支所) 市 町		被 爆 者 健 康 手 帐	健康診断受診者証		計
			第一種	第二種	
総 計		83,367	207	46	83,620
広 島 市		58,933	170	18	59,121
県・所管分計		24,434	37	28	24,499
呉 市	計	2,764	4	5	2,773
福 山 市	計	1,322	4	7	1,333
西 部	計	5,358	10	1	5,369
	大竹市	800			800
	廿日市市	4,558	10	1	4,569
西部(広島)	計	7,017	14	2	7,033
	安芸高田市	1,367	1	1	1,369
	府中町	2,004	2	1	2,007
	海田町	1,019	3		1,022
	熊野町	729	1		730
	坂町	733	1		734
	安芸太田町	413	1		414
	北広島町	752	5		757
西部(呉)	計	874	1	1	876
	江田島市	874	1	1	876
西 部 東	計	2,673	3	5	2,681
	竹原市	264	1		265
	東広島市	2,340	2	5	2,347
	大崎上島町	69			69
東 部	計	1,559	1	5	1,565
	三原市	764		2	766
	尾道市	608	1	3	612
	世羅町	187			187
東部(福山)	計	336			336
	府中市	252			252
	神石高原町	84			84
北 部	計	2,531		2	2,533
	三次市	1,486		1	1,487
	庄原市	1,045		1	1,046

11 広島県・市男女別・年齢別被爆者数（平成27年3月31日現在）

(単位：人， %)

区分		総 数	65歳 69歳	70歳 74歳	75歳 79歳	80歳 84歳	85歳 85歳
広島県	男	8,640		571	1,862	883	1,972
	比率	100.0		6.6	21.6	10.2	22.8
	女	15,794		707	2,586	1,566	3,055
	比率	100.0		4.5	16.4	9.9	19.3
	計	24,434		1,278	4,448	2,449	5,027
	比率	100.0		5.2	18.2	10.0	20.6
広島市	男	22,763		1,781	7,418	4,854	4,665
	比率	100.0		7.8	32.6	21.3	20.5
	女	36,170		1,824	8,501	6,103	7,202
	比率	100.0		5.0	23.5	16.9	19.9
	計	58,933		3,605	15,919	10,957	11,867
	比率	100.0		6.1	27.0	18.6	20.1
合計	男	31,403		2,352	9,280	5,737	6,637
	比率	100.0		7.5	29.5	18.3	21.1
	女	51,964		2,531	11,087	7,669	10,257
	比率	100.0		4.9	21.3	14.8	19.7
	計	83,367		4,883	20,367	13,406	16,894
	比率	100.0		5.9	24.4	16.1	20.3
年齢構成	男	100.0		7.5	92.5		
	女	100.0		4.9	95.1		
	計	100.0		5.9	94.1		

12 広島県・市被爆者平均年齢の推移（各年度末現在）

(単位：歳)

年 度	58	59	60	61	62	63	元	2	3
広 島 県	61.7	62.7	63.3	64.0	64.5	65.2	65.8	66.4	67.0
広 島 市	58.6	59.2	59.9	60.6	61.2	61.9	62.6	63.3	63.9
合 計	59.8	60.4	61.1	61.8	62.3	63.0	63.7	64.3	65.0

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12
広 島 県	67.9	68.3	68.9	69.6	70.2	70.9	71.5	72.2	72.9
広 島 市	64.6	65.3	66.0	66.6	67.3	68.1	68.7	69.4	70.1
合 計	65.6	66.3	67.0	67.6	68.3	69.0	69.7	70.3	71.0

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
広 島 県	73.5	74.2	74.9	75.6	76.3	76.9	77.6	78.3	78.9
広 島 市	70.8	71.5	72.2	72.8	73.5	74.1	74.8	75.6	76.3
合 計	71.7	72.9	73.1	73.7	74.4	75.0	75.7	76.4	77.1

年 度	22	23	24	25	26
広 島 県	79.6	80.2	80.8	81.5	82.1
広 島 市	77.0	77.6	78.3	78.9	79.6
合 計	77.8	78.4	79.1	79.7	80.3

13 広島県・市距離別・年齢別直接被爆者数（平成27年3月31日現在）

(単位:人, %)

区分		比率	総数	65歳 69歳	70歳 74歳	75歳 79歳	80歳 84歳	85歳
広島県	500 メートル	0.3	28	1	2	0	7	18
	1,000	3.4	348	6	61	28	61	192
	1,500	15.9	1,632	25	398	204	347	658
	2,000	27.1	2,780	49	611	280	651	1,189
	3,000	25.5	2,621	46	770	379	466	960
	4,000	13.0	1,330	28	376	179	229	518
	4,001 以上	14.8	1,518	36	456	261	249	516
	計	100.0	10,257	191	2,674	1,331	2,010	4,051
広島市	500 メートル	0.1	44	1	7	0	10	26
	1,000	3.5	1,257	13	288	184	284	488
	1,500	15.7	5,590	87	1,605	978	1,190	1,730
	2,000	23.0	8,220	150	2,421	1,463	1,745	2,441
	3,000	27.0	9,627	181	3,316	1,997	1,685	2,448
	4,000	13.7	4,885	108	1,776	1,016	717	1,268
	4,001 以上	17.0	6,054	120	2,030	1,432	1,040	1,432
	計	100.0	35,677	660	11,443	7,070	6,671	9,833
合計	500 メートル	0.2	72	2	9	0	17	44
	1,000	3.5	1,605	19	349	212	345	680
	1,500	15.7	7,222	112	2,003	1,182	1,537	2,388
	2,000	23.9	11,000	199	3,032	1,743	2,396	3,630
	3,000	26.7	12,248	227	4,086	2,376	2,151	3,408
	4,000	13.5	6,215	136	2,152	1,195	946	1,786
	4,001 以上	16.5	7,572	156	2,486	1,693	1,289	1,948
	計	100.0	45,934	851	14,117	8,401	8,681	13,884

14 広島県・市入市日別・年齢別入市被爆者数（平成27年3月31日現在）

(単位：人，%)

区分		比率	総数	65歳 69歳	70歳 74歳	75歳 79歳	80歳 84歳	85歳
広島県	6日	9.2	865	6	66	38	180	575
	7	22.8	2,138	25	341	159	352	1,261
	8	17.0	1,594	26	300	130	263	875
	9	10.2	952	14	161	96	173	508
	10	5.9	550	8	107	74	116	245
	11	3.3	304	2	43	33	53	173
	12	3.2	301	9	52	27	58	155
	13	2.5	229	7	30	28	44	120
	14~20日	25.9	2,426	17	195	174	410	1,630
	計	100.0	9,359	114	1,295	759	1,649	5,542
比率			100.0	1.2	13.9	8.1	17.6	59.2
広島市	6日	7.6	1,057	9	134	71	222	621
	7	23.1	3,211	37	713	437	613	1,411
	8	18.4	2,556	59	664	488	477	868
	9	10.1	1,403	17	365	300	255	466
	10	7.4	1,023	19	256	234	214	300
	11	3.2	448	7	119	97	81	144
	12	3.3	462	9	109	118	90	136
	13	2.6	368	3	92	77	88	108
	14~20日	24.3	3,377	50	571	746	793	1,217
	計	100.0	13,905	210	3,023	2,568	2,833	5,271
比率			100.0	1.5	21.7	18.5	20.4	37.9
合計	6日	8.3	1,922	15	200	109	402	1,196
	7	23.0	5,349	62	1,054	596	965	2,672
	8	17.8	4,150	85	964	618	740	1,743
	9	10.1	2,355	31	526	396	428	974
	10	6.8	1,573	27	363	308	330	545
	11	3.2	752	9	162	130	134	317
	12	3.3	763	18	161	145	148	291
	13	2.6	597	10	122	105	132	228
	14~20日	24.9	5,803	67	766	920	1,203	2,847
	計	100.0	23,264	324	4,318	3,327	4,482	10,813
比率			100.0	1.4	18.5	14.3	19.3	46.5

※ 長崎入市の場合は、6日を9日に読み替え、以下順次3日繰り下げる。

15 広島県・市年度別被爆者健康手帳交付状況

(単位：人)

年 度	広 島 県								被爆者数
	新規交付	転 入	小 計	転 出	死 亡	小 計	計	(増減)	
			(増)			(減)	(増減)		
32									32, 342
33									36, 531
34									38, 611
35									43, 713
36	5, 139	482	5, 621	514	104	618	5, 003	48, 716	
37	2, 389	836	3, 225	635	153	788	2, 437	51, 153	
38	2, 399	1, 334	3, 733	2, 304	1, 568	3, 872	△ 139	51, 014	
39	2, 158	1, 214	3, 372	654	619	1, 273	2, 099	53, 113	
40	4, 118	1, 450	5, 568	846	631	1, 477	4, 091	57, 204	
41	7, 382	1, 913	9, 295	881	850	1, 731	7, 564	64, 768	
42	5, 806	1, 768	7, 574	321	447	768	6, 806	71, 574	
43	4, 179	2, 006	6, 185	1, 045	727	1, 772	4, 413	75, 987	
44	2, 209	2, 382	4, 591	1, 455	1, 681	3, 136	1, 455	77, 442	
45	4, 473	1, 935	6, 408	1, 149	1, 468	2, 617	3, 791	81, 233	
46	2, 582	2, 201	4, 783	3, 931	1, 204	5, 135	△ 352	80, 881	
47	3, 933	2, 112	6, 045	18, 304	1, 810	20, 114	△ 14, 069	66, 812	
48	1, 401	1, 395	2, 796	1, 927	1, 057	2, 984	△ 188	66, 624	
49	2, 148	1, 147	3, 295	5, 871	1, 174	7, 045	△ 3, 750	62, 874	
50	3, 250	1, 463	4, 713	1, 093	1, 275	2, 368	2, 345	65, 219	
51	1, 854	1, 165	3, 019	847	1, 138	1, 985	1, 034	66, 253	
52	1, 427	1, 081	2, 508	796	1, 266	2, 062	446	66, 699	
53	1, 425	1, 336	2, 761	974	1, 258	2, 232	529	67, 228	
54	1, 521	1, 100	2, 621	721	1, 329	2, 050	571	67, 799	
55	1, 605	1, 038	2, 643	739	1, 347	2, 086	557	68, 356	
56	1, 018	916	1, 934	673	1, 406	2, 079	△ 145	68, 211	
57	1, 161	863	2, 024	596	1, 431	2, 027	△ 3	68, 208	
58	909	762	1, 671	738	1, 591	2, 329	△ 658	67, 550	
59	1, 177	830	2, 007	8, 691	1, 544	10, 235	△ 8, 228	59, 322	
60	810	587	1, 397	477	1, 386	1, 863	△ 466	58, 856	
61	610	513	1, 123	476	1, 382	1, 858	△ 735	58, 121	
62	716	513	1, 229	442	1, 328	1, 770	△ 541	57, 580	
63	700	483	1, 183	369	1, 348	1, 717	△ 534	57, 046	

(単位：人)

年 度	広 島 県							
	新規交付	転 入	小 計	転 出	死 亡	小 計	計	被爆者数
			(増)			(減)	(増減)	
元	552	464	1,016	409	1,403	1,812	△ 796	56,250
2	635	580	1,215	426	1,460	1,886	△ 671	55,579
3	624	442	1,066	292	1,464	1,756	△ 690	54,889
4	452	375	827	332	1,426	1,758	△ 931	53,958
5	429	373	802	370	1,539	1,909	△ 1,107	52,851
6	303	356	659	294	1,372	1,666	△ 1,007	51,844
7	312	359	671	306	1,443	1,749	△ 1,078	50,766
8	384	296	680	301	1,515	1,816	△ 1,136	49,630
9	384	281	665	261	1,457	1,718	△ 1,053	48,577
10	283	290	573	299	1,678	1,977	△ 1,404	47,173
11	290	272	562	324	1,960	2,284	△ 1,722	45,451
12	304	227	531	216	1,399	1,615	△ 1,084	44,367
13	301	228	529	220	1,430	1,650	△ 1,121	43,246
14	259	220	479	232	1,498	1,730	△ 1,251	41,995
15	173	178	351	226	1,381	1,607	△ 1,256	40,739
16	170	219	389	211	1,490	1,701	△ 1,312	39,427
17	112	159	271	964	1,353	2,317	△ 2,046	37,381
18	95	147	242	204	1,432	1,636	△ 1,394	35,987
19	31	154	185	194	1,417	1,611	△ 1,426	34,561
20	28	147	175	184	1,525	1,709	△ 1,534	33,027
21	39	127	166	190	1,384	1,574	△ 1,408	31,619
22	384	135	519	231	1,409	1,640	△ 1,121	30,498
23	102	120	222	289	1,505	1,794	△ 1,572	28,926
24	91	146	237	76	1,699	1,775	△ 1,538	27,388
25	85	82	167	154	1,447	1,601	△ 1,434	25,954
26	41	97	138	139	1,519	1,658	△ 1,520	24,434
計	75,362	41,299	116,661	64,813	71,127	135,940	△ 19,279	

(単位：人)

年 度	広島市								合計 被爆者数
	新規交付	転入	小計 (増)	転出	死　亡	小計 (減)	計 (増減)	被爆者数	
32								74,610	106,952
33								79,400	115,931
34								82,476	121,087
35								82,831	126,544
36								87,752	136,468
37	6,043	1,070	7,113	1,257	812	2,069	5,044	92,796	143,949
38	2,194	715	2,909	1,883	214	2,097	812	93,608	144,622
39	911	655	1,566	1,120	661	1,781	△ 215	93,393	146,506
40	1,161	861	2,022	1,776	728	2,504	△ 482	92,911	150,115
41	4,990	1,043	6,033	2,196	1,121	3,317	2,716	95,627	160,395
42	2,594	901	3,495	3,012	1,135	4,147	△ 652	94,975	166,549
43	1,675	1,024	2,699	2,442	2,311	4,753	△ 2,054	92,921	168,908
44	1,541	1,368	2,909	3,108	1,333	4,441	△ 1,532	91,389	168,831
45	1,250	1,269	2,519	2,424	1,148	3,572	△ 1,053	90,336	171,569
46	2,008	3,504	5,512	2,608	1,150	3,758	1,754	92,090	172,971
47	4,241	16,598	20,839	2,936	1,229	4,165	16,674	108,764	175,576
48	1,377	2,899	4,276	2,655	1,695	4,350	△ 74	108,690	175,314
49	2,858	6,365	9,223	1,869	1,633	3,502	5,721	114,411	177,285
50	3,113	1,606	4,719	2,729	1,859	4,588	131	114,542	179,761
51	1,504	1,237	2,741	1,821	2,078	3,899	△ 1,158	113,384	179,637
52	1,568	1,194	2,762	1,695	1,713	3,408	△ 646	112,738	179,437
53	1,357	1,445	2,802	2,004	1,725	3,729	△ 927	111,811	179,039
54	1,392	1,084	2,476	1,746	1,824	3,570	△ 1,094	110,717	178,516
55	1,081	1,127	2,208	1,443	1,870	3,313	△ 1,105	109,612	177,968
56	1,311	983	2,294	1,242	1,794	3,036	△ 742	108,870	177,081
57	1,356	954	2,310	1,042	1,930	2,972	△ 662	108,208	176,416
58	1,120	799	1,919	1,073	1,961	3,034	△ 1,115	107,093	174,643
59	1,121	8,787	9,908	1,246	1,870	3,116	6,792	113,885	173,207
60	1,300	914	2,214	1,100	2,128	3,228	△ 1,014	112,871	171,727
61	1,020	742	1,762	1,130	2,070	3,200	△ 1,438	111,433	169,554
62	1,202	689	1,891	787	2,145	2,932	△ 1,041	110,392	167,972
63	1,035	642	1,677	812	2,139	2,951	△ 1,274	109,118	166,164

(単位：人)

年 度	広 島 市								合 計
	新規交付	転 入	小 計	転 出	死 亡	小 計	計	被爆者数	被爆者数
			(増)		(減)	(増減)			
元	610	668	1,278	793	2,144	2,937	△ 1,659	107,459	163,709
2	615	648	1,263	943	2,180	3,123	△ 1,860	105,599	161,178
3	695	568	1,263	774	2,270	3,044	△ 1,781	103,818	158,707
4	485	605	1,090	648	2,321	2,969	△ 1,879	101,939	155,897
5	625	704	1,329	811	2,269	3,080	△ 1,751	100,188	153,039
6	688	636	1,324	766	2,273	3,039	△ 1,715	98,473	150,317
7	753	784	1,537	824	2,257	3,081	△ 1,544	96,929	147,695
8	964	829	1,793	1,164	2,298	3,462	△ 1,669	95,260	144,890
9	768	779	1,547	970	2,200	3,170	△ 1,623	93,637	142,214
10	629	566	1,195	606	2,286	2,892	△ 1,697	91,940	139,113
11	527	547	1,074	574	2,256	2,830	△ 1,756	90,184	135,635
12	622	495	1,117	539	2,170	2,709	△ 1,592	88,592	132,959
13	444	499	943	556	2,200	2,756	△ 1,813	86,779	130,025
14	420	715	1,135	604	2,245	2,849	△ 1,714	85,065	127,060
15	410	913	1,323	252	2,404	2,656	△ 1,333	83,732	124,471
16	495	333	828	263	2,648	2,911	△ 2,083	81,649	121,076
17	518	1,078	1,596	236	2,500	2,736	△ 1,140	80,509	117,890
18	386	276	662	472	2,588	3,060	△ 2,398	78,111	114,098
19	175	224	399	306	2,562	2,868	△ 2,469	75,642	110,203
20	195	181	376	229	2,401	2,630	△ 2,254	73,388	106,415
21	231	205	436	247	2,383	2,630	△ 2,194	71,194	102,813
22	333	204	537	186	2,659	2,845	△ 2,308	68,886	99,384
23	384	218	602	211	2,617	2,828	△ 2,226	66,660	95,586
24	243	187	430	175	2,613	2,788	△ 2,358	64,302	91,690
25	142	140	282	178	2,740	2,918	△ 2,636	61,666	87,620
26	116	163	279	208	2,804	3,012	△ 2,733	58,933	83,367
計	64,796	73,640	138,436	62,691	104,564	167,255	△ 28,819		

16 広島県・市年度別健康診断受診者証交付者数（各年度末現在）

(単位：人)

年 度	広 島 県	広 島 市	合 計
50	15	11	26
51	967	1,745	2,712
55	964	1,361	2,325
60	300	1,713	2,013
61	291	1,715	2,006
62	304	1,647	1,951
63	297	1,580	1,877
元	280	1,493	1,773
2	261	1,421	1,682
3	255	1,371	1,626
4	235	1,291	1,526
5	230	1,196	1,426
6	214	1,106	1,320
7	196	991	1,187
8	186	890	1,076
9	149	808	957
10	129	694	823
11	129	640	769
12	117	576	693
13	101	524	625
14	(18) 94	(7) 465	(25) 559
15	(25) 85	(11) 444	(36) 529
16	(30) 80	(12) 378	(42) 458
17	(29) 76	(12) 353	(41) 429
18	(30) 67	(13) 326	(43) 393
19	(31) 63	(13) 281	(44) 344
20	(32) 57	(13) 265	(45) 322
21	(32) 55	(14) 244	(46) 299
22	(31) 55	(16) 221	(47) 276
23	(30) 47	(16) 209	(46) 256
24	(28) 43	(17) 199	(45) 242
25	(28) 37	(17) 184	(45) 221
26	(28) 37	(18) 170	(46) 207

※ () は第二種健康診断受診者証交付者数で別掲である。

17 被爆者健康診断

(1) 被爆者健康診断の区分

ア 一般検査

定期………市町役場が日時、場所(委託医療機関)を指定して、年2回実施する。

希望………被爆者が、年2回を限度として希望する日時、場所(委託医療機関)で受診できる。

(昭和63年度から、希望健診の1回に代えてがん検診を受診できる。)

イ 精密検査

一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について行うもので、必要に応じて短期の特別(入院)検査も実施する。

(2) 検査項目

一般検査

- 1 視診、問診、聴診、打診及び触診
- 2 C R P 定量検査
- 3 血球数計算
- 4 血色素検査
- 5 尿検査 (ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血反応)
- 6 血圧測定
- 7 肝機能検査 (医師の指示により実施) (A S T, A L T, γ-G T P)
- 8 ヘモグロビンA 1 c (医師の指示により実施)

がん検診

- 1 胃がん検診
問診、エックス線検査(直接又は間接)
- 2 肺がん検診
問診、エックス線検査(直接)、喀痰細胞診
- 3 乳がん検診
問診、視診、触診、乳房エックス線検査
- 4 子宮がん検診
問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査
子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)
- 5 大腸がん検診
問診、便潜血検査(免疫便潜血検査2日法)
- 6 多発性骨髄腫検査
問診、血清蛋白分画検査(電気泳動法)

(3) 実施機関

委託検診団体、委託医療機関

(4) 広島県・市被爆者健康診断年度別実施状況

(単位：件数， %)

年度	広 島 県			広 島 市		
	一般検査	精密検査	精検率	一般検査	精密検査	精検率
平成元年	87,062	2,856	3.3	164,995	66,251	40.2
2	86,341	2,750	3.2	170,285	65,814	38.6
3	80,277	2,878	3.6	164,373	64,139	39.0
4	81,971	2,413	2.9	182,662	61,772	33.8
5	78,321	2,169	2.8	180,381	64,589	35.8
6	88,028	2,913	3.3	176,762	62,621	35.4
7	69,909	2,281	3.3	175,913	62,529	35.5
8	79,830	2,613	3.3	173,393	62,435	36.0
9	74,486	2,310	3.1	173,154	59,791	34.5
10	73,827	2,316	3.1	168,850	58,508	34.7
11	71,590	2,173	3.0	164,114	55,799	34.0
12	68,360	2,032	3.0	162,004	53,457	33.0
13	65,177	2,006	3.1	158,245	51,459	32.5
14	63,364	3,135	3.4	157,165	51,389	32.7
15	61,054	2,031	3.3	156,928	51,555	32.9
16	55,950	2,044	3.7	147,965	47,633	32.2
17	55,128	1,743	3.2	142,435	46,388	32.6
18	51,310	1,710	3.3	138,127	44,828	32.5
19	49,407	1,571	3.2	128,911	41,806	32.5
20	45,396	1,663	3.7	121,359	39,573	32.6
21	43,388	1,613	3.7	118,041	38,526	32.6
22	38,908	1,522	3.9	109,800	36,052	32.8
23	30,077	1,336	4.4	103,819	33,888	32.6
24	23,843	1,304	5.5	97,738	31,169	31.9
25	21,813	978	4.5	92,556	29,264	31.6
26	19,908	971	4.9	84,516	26,643	31.5

※1 一般検診、精密検査の件数は、がん検診を含む。

2 精密検査の件数は、収容検査を含む。

(5) 被爆者がん検診実施状況

(単位：件)

区分	胃がん		肺がん		乳がん	子宮がん			大腸がん	多発性骨髄腫	計	
	年度	直接	間接	一般	喀痰	一般	体細胞	コルボ				
広島県	6	1,298	162	2,353	(200)	957	693	(147)	(121)	1,775	16,059	23,297
	7	989	156	2,276	(374)	1,380	545	(130)	(80)	1,774	13,117	20,237
	8	1,137	166	2,622	(130)	1,227	605	(120)	(150)	1,910	13,718	21,385
	9	1,055	160	2,323	(330)	1,127	611	(78)	(121)	1,859	13,518	20,653
	10	1,200	67	2,818	(283)	1,217	579	(60)	(151)	2,122	13,707	21,710
	11	1,143	14	2,479	(277)	1,085	515	(89)	(61)	2,003	12,302	19,541
	12	1,078	16	2,939	(257)	1,076	531	(92)	(75)	1,964	11,570	19,174
	13	1,084	14	2,717	(240)	1,037	469	(74)	(62)	2,082	10,930	18,333
	14	1,092	3	2,955	(228)	1,024	447	(109)	(57)	2,084	10,563	18,168
	15	1,093	4	3,150	(247)	1,083	430	(89)	(48)	2,135	10,289	18,184
	16	1,016	0	3,027	(220)	1,003	400	(77)	(37)	2,136	8,685	16,267
	17	995	2	2,853	(201)	903	364	(75)	(36)	2,046	9,474	16,637
	18	995	1	2,930	(208)	493	380	(62)	(27)	2,124	7,870	14,793
	19	850	0	2,710	(200)	395	358	(60)	(33)	1,969	8,655	14,937
	20	801	0	2,607	(194)	390	325	(60)	(20)	1,904	7,132	13,159
	21	727	1	2,494	(141)	399	334	(59)	(20)	1,755	7,161	12,871
	22	641	0	2,332	(127)	368	284	(38)	(14)	1,613	6,104	11,342
	23	545	1	2,151	(122)	398	253	(46)	(3)	1,602	5,619	10,569
	24	518	1	2,219	(100)	321	209	(35)	(3)	1,489	5,277	10,034
	25	471	0	2,038	(98)	499	257	(41)	(0)	1,458	4,724	9,447
	26	444	0	1,922	(77)	295	210	(27)	(1)	1,413	4,149	8,433
広島市	6	3,542	5,220	19,159	(1,046)	5,328	4,331	(107)	(366)	20,420	40,857	98,857
	7	3,601	5,554	19,256	(897)	5,286	4,240	(140)	(346)	20,334	40,041	98,312
	8	3,748	5,577	20,740	(632)	5,591	4,460	(349)	(435)	21,569	35,227	96,912
	9	3,949	5,306	21,036	(451)	5,499	4,196	(289)	(426)	21,044	38,063	99,093
	10	5,480	3,704	20,987	(425)	5,283	3,810	(302)	(385)	20,877	36,657	96,798
	11	6,040	3,387	21,622	(487)	5,413	3,900	(318)	(334)	21,210	33,729	95,301
	12	6,216	3,127	21,846	(409)	5,268	3,822	(321)	(291)	21,249	34,340	95,868
	13	6,018	3,072	22,124	(478)	5,267	3,692	(352)	(304)	20,720	33,067	93,960
	14	8,682	375	22,977	(400)	5,375	3,692	(382)	(315)	20,603	32,268	93,972
	15	8,945	238	23,619	(480)	5,445	3,697	(424)	(345)	20,504	32,220	94,668
	16	8,496	197	22,577	(410)	5,137	3,396	(326)	(261)	19,470	30,443	89,716
	17	8,426	0	22,173	(470)	4,434	3,027	(260)	(195)	19,081	29,273	86,414
	18	7,943	0	21,957	(395)	3,701	2,953	(171)	(85)	18,309	29,045	83,908
	19	7,280	0	21,123	(315)	3,277	2,752	(132)	(50)	17,713	26,986	79,131
	20	6,547	0	19,766	(310)	3,314	2,625	(90)	(38)	16,663	25,301	74,216
	21	6,025	0	19,478	(218)	3,474	2,640	(74)	(28)	16,245	24,340	72,202
	22	5,556	0	18,645	(193)	3,121	2,398	(73)	(28)	14,955	23,008	67,683
	23	5,017	0	17,504	(161)	3,008	2,186	(72)	(17)	14,727	21,756	64,198
	24	4,708	0	16,482	(172)	2,919	2,172	(69)	(19)	13,924	20,340	60,545
	25	4,090	0	16,987	(175)	2,670	1,977	(55)	(5)	12,890	19,123	57,737
	26	3,454	0	15,612	(220)	2,426	1,786	(46)	(9)	11,607	17,684	52,569

(6) 被爆者健康診断機関別実施状況（平成 26 年度）

広島県分

(単位：件)

実 施 機 閣	一般検査	精密検査	入院検査
広島県環境保健協会健康クリニック	1,770	—	—
広島県集団検診協会	1,588	—	—
広島県地域保健医療推進機構	1,694	—	—
医療機関その他	14,856	971	143
計	19,908	971	143

※一般検査の件数には、がん検診は含まない。

(7) 交通手当の支給

被爆者健康診断の受診を促進するため、一般検査及び精密検査受診者に交通手当を支給している。

一般検査については、往復 400 円以上を要する者に、また、精密検査については交通費を要した受診者全員に支給している。

交通手当支給状況（平成 26 年度）

(単位：件、円)

広島県	支給件数	2,912
	支給額	1,969,800
広島市	支給件数	13,882
	支給額	10,949,720

18 被爆者の医療

(1) 被爆者医療機関

被爆者の医療を担当する医療機関には、厚生労働大臣の指定する指定医療機関と県知事の指定する一般疾病医療機関がある。

ア 指定医療機関

指定医療機関は、認定疾病（その疾病が、原子爆弾の傷害作用によるものとして厚生労働大臣が認定した疾病）の医療を担当する機関で、認定疾病的特殊性から高度の医療が必要なため、その設備、治療経験等からみて適当と思われる病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局を厚生労働大臣が指定している。

なお、指定医療機関は、すべて一般疾病医療機関を兼ねている。

イ 一般疾病医療機関

一般疾病医療機関は、被爆者の医療を担当する機関で、被爆者の便宜のため特別な条件を付けずできるだけ広範囲に県知事が指定している。

(2) 被爆者医療機関の指定状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(単位：件)

区分	病院	診療所	歯科	訪問看護ステーション	老健	小計	薬局	合計
一般疾病医療機関	234	2,225	1,435	166	109	4,169	1,524	5,693
指定医療機関	99	188	0	6	0	293	472	765

(3) 医療費の国庫負担

ア 認定疾病医療の給付

被爆者が、指定医療機関で認定疾病の医療を受けた場合、社会保険制度又は各種公費負担によることなく、その医療費について全額国が負担することにこの制度の特徴がある。認定疾病の医療は、指定医療機関で受けすることが原則になっているが、容体急変等緊急その他やむを得ない場合には被爆者の利便上、その他の医療機関においても認定疾病についての医療が受けられることになってい る。

イ 認定疾病分類（平成 27 年 3 月 31 日現在）

広島県分

(単位：件)

疾 病 別		男	女	計
造 血 機 能 障 害	欠 乏 症 貧 血	0	7	7
	血 液 疾 患	19	64	83
	造 血 器 疾 患	10	19	29
肝 機 能 障 害	肝 硬 变	1	2	3
	肝 臟 の 疾 患	6	6	12
細 胞 増 殖 機 能 障 害	肺 の 悪 性 新 生 物	35	38	73
	皮 膚 の 悪 性 新 生 物	8	6	14
	そ の 他 の 悪 性 新 生 物	438	360	798
	白 血 病	6	8	14
内 分 泌 腺 機 能 障 害	甲 状 腺 の 疾 患	4	31	35
	内 分 泌 及 び 代 謝 の 疾 患	0	3	3
	そ の 他 の 性 腺 機能 の 疾 患	0	0	0
近距離早期胎内被爆症候群	小 頭 症	1	1	2
骨 折 ・ 外 傷 ・ 热 傷	骨 折 ・ 外 傷 性	1	5	6
	热 傷 瘢 痕 (ケロイド) 異 常 全 般	14	27	41
水晶体混濁による視機能障害	原 爆 白 内 障	10	15	25
計		553	592	1,145

※特別手当受給者を含む

ウ 原爆症認定申請の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

広島県分

申請年度	20	21	22	23	24	25	26
申請件数	1,126	512	285	200	241	222	200
認定件数	515	219	145	104	126	82	92
却下件数	611	293	140	96	115	134	18

エ 一般疾病医療費の支給

被爆者が負傷又は疾病のため、医療機関等で医療、介護サービス（医療系）を受けた場合に、医療保険、介護保険及び他の法律（例えば結核予防法）の医療の給付を前提として、当該被爆者の自己負担金分について国が支給する。なお、緊急その他やむを得ない理由のある場合には、一般疾病医療機関以外の医療機関でも医療を受けることができる。

ただし、一般疾病医療費の支給が行われない適用除外疾病（※1）及び支給制限（※2）がある。

また、介護保険の対象となるサービスのうち医療系介護サービスについては、一般疾病医療費支給の対象となる。（※3）

※1 適用除外疾病

- (ア) 認定疾病 (イ) 遺伝性疾病・先天性疾病 (ウ) 原子爆弾の放射能被爆以前に発生した精神病 (エ) う歯のうち第1度（C1）及び第2度（C2）のもの

※2 支給制限

- (ア) 自己の故意の犯罪行為又は故意の負傷若しくは疾病
- (イ) 戰争、泥酔、又は著しい不行跡による負傷若しくは疾病
- (ウ) 自己の重大な過失による負傷若しくは疾病
- (エ) 正当な理由なく療養に関する指示に従わなかったとき
- (オ) 特定療養費制度の対象となっている費用（例：差額ベッド代等）

※3 医療系介護サービス

- (ア) 訪問看護、介護予防訪問看護
- (イ) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- (ウ) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- (エ) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- (オ) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- (カ) 介護老人保健施設への入所及び介護療養型医療施設への入所
なお、居住費（滞在費）及び食費は、助成対象外である。

オ 原爆医療費支給状況

（単位：件、千円）

年度	認定疾病医療費		一般疾病医療費		原爆介護		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
22	9,807	517,529	3,582,738	15,274,895	119,703	1,217,605	3,712,248	17,010,029
23	11,219	575,669	3,485,455	14,808,651	124,976	1,213,220	3,621,650	16,597,540
24	11,936	593,267	3,378,130	13,966,378	128,808	1,186,774	3,518,874	15,746,419
25	11,871	632,333	3,251,335	13,104,331	134,673	1,196,983	3,397,879	14,933,648
26	11,416	741,051	3,122,789	12,281,012	140,050	1,173,617	3,274,255	14,195,680

※数値は、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会による。

※原爆介護は医療系サービスのみ。

カ 償還払いによる医療費の支給

被爆者が指定の医療機関以外で医療を受けた場合、現物給付の対象とならない医療を受けた場合及び被爆者健康手帳を提示しないで医療を受けた場合は、自己負担分を一旦被爆者が支払い、県に申請することにより、医療費の支給が受けられる。

(単位：件)

年度	医療費	補装具	柔道整復	マッサージ	針・灸	介護	計
22	1,483	3,671	52,921	4,971	15,326	53	78,425
23	1,898	3,343	53,027	6,414	17,431	91	82,204
24	1,200	3,258	56,887	8,386	20,720	60	90,511
25	701	3,165	53,161	8,874	21,156	85	87,142
26	500	2,975	50,804	9,942	22,556	79	86,856

19 原爆被爆者二世健康診断

(1) 目的及び経緯

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、被爆者二世の健康実態を把握するとともに、その健康管理に資することを目的として、昭和54年度から財団法人日本公衆衛生協会が国の委託を受けて実施しているものである。平成13年度からは、国から直接都道府県（広島市・長崎市を含む）が受託することとなった。

(2) 健康診断の実施内容等

健康診断は、被爆者二世を対象に行うこととし、被爆者の場合と同様に一般検査と精密検査に分かれている。

健康診断の検査項目は、次のとおりである。なお、精密検査は、検査項目の範囲内で医師が必要と認めたものを行うこととなっている。

一 般 検 査								精 密 検 査							
1 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査								1 骨髄造血像検査等の血液の検査							
2 CRP定量検査								2 肝臓機能検査等の内蔵の検査							
3 血球数計算								3 関節機能検査等の運動器の検査							
4 血色素検査								4 眼底検査等の視器の検査							
5 尿検査（ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血）								5 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査							
6 血圧測定								6 その他必要な検査							
7 肝臓機能検査(ALT, AST, γ-GTP)															
8 ヘモグロビンA1c検査 (血液採取を伴う検査については、医師の指示により実施)															

(3) 広島県・市原爆被爆者二世健康診断年度別実施状況（一般検査）

(単位：人)

区分		5	7	9	11	13	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
広島県	申込者数	2,047	1,977	2,231	2,800	4,065	3,181	2,608	2,984	2,403	2,429	2,151	2,213	2,320	2,243	2,044	2,403	2,279
	受診者数	1,923	1,835	2,116	2,754	3,455	2,823	2,313	2,419	2,165	2,294	2,108	2,050	2,140	2,040	1,892	2,199	2,078
広島市	申込者数	3,808	4,387	5,660	6,935	9,222	8,225	6,735	7,483	7,045	6,952	6,887	7,294	7,225	6,611	6,852	6,442	6,929
	受診者数	3,605	4,103	5,356	6,459	8,663	7,663	6,365	6,969	6,567	6,492	6,401	6,820	6,813	6,262	6,421	6,388	6,548

第3 法による被爆者手当等

1 法制度の目的

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、生活の安定等その福祉を図ること等を目的として、医療特別手当等の支給等を行うこととされたものである。

2 法制度の変遷

制定年月	内 容
昭和43年5月	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定され、被爆者に対して、特別手当等の支給が9月1日から実施された。 ① 特別手当 ② 健康管理手当 ③ 介護手当 ④ 医療手当 月額 10,000円 月額 3,000円 日額 300円 月額 5,000円 各種手当の所得制限税額 17,200円 月額 3,000円
昭和44年3月	同法施行令及び同法施行規則の一部改正（昭和44.4.1施行） ① 特別手当の所得制限緩和 一部制限 22,700円 支給額 5,000円 ② 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 水晶体混濁による視機能障害
昭和44年7月	同法の一部改正（昭44.7.25施行） 葬祭料の支給（昭44.4.1適用） 支給額 10,000円
昭和45年5月	同法施行令の一部改正（昭和45.4.1適用） ① 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 29,200 \text{円} \\ 37,200 \text{円} \end{cases}$ (特別手当一部制限) ② 介護手当の支給基準の変更（増額）月額 $\begin{cases} 10,000 \text{円} \\ 7,500 \text{円} \\ 5,000 \text{円} \end{cases}$
昭和46年3月	同法の一部改正（昭和46.4.1施行） 健康管理手当の年齢制限緩和 65歳以上→60歳以上
昭和47年5月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和47.4.1適用） ① 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 48,400 \text{円} \\ 54,700 \text{円} \end{math}$ (特別手当一部制限) ② 健康管理手当の年齢制限緩和 60歳以上→55歳以上 ③ 健康管理手当の増額 4,000円 ④ 医療手当の増額 $\begin{cases} 6,000 \text{円} \\ 4,000 \text{円} \end{cases}$ ⑤ 葬祭料の増額 16,000円
昭和48年4月	同法施行令の一部改正（昭和48.4.1施行） 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 71,070 \text{円} \\ 77,300 \text{円} \end{math}$ (特別手当一部制限)
昭和48年7月	同法及び同法施行令の一部改正（昭48.10.1施行） ① 特別手当の増額 $\begin{cases} 11,000 \text{円} \\ 5,500 \text{円} \end{math}$ (一部制限) ② 健康管理手当の年齢制限緩和 55歳以上→50歳以上 ③ 健康管理手当の増額 5,000円 ④ 医療手当の増額 $\begin{cases} 7,000 \text{円} \\ 5,000 \text{円} \end{cases}$

制定年月	内 容
昭和49年4月	同法施行令の一部改正（昭和49.4.23施行） 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 80,000 \text{円} \\ 86,500 \text{円} \end{cases}$ (特別手当一部制限)
昭和49年6月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和49.9.1施行） ① 特別手当の増額 $\begin{cases} 15,000 \text{円} \\ 7,500 \text{円} \end{cases}$ (一部制限) ② 認定を受けた負傷又は疾病が治ゆした者に対して特別手当が支給される。 7,500円 ③ 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 運動器機能障害 ○ 呼吸器機能障害 ④ 健康管理手当の支給制限の緩和 50歳以上→45歳以上 7,500円 ⑤ 医療手当の増額 $\begin{cases} 9,500 \text{円} \\ 7,500 \text{円} \end{cases}$ ⑥ 介護手当の増額 $\begin{cases} 18,000 \text{円} \\ 13,500 \text{円} \\ 9,000 \text{円} \end{cases}$ ⑦ 葬祭料の増額 22,000円
昭和50年5月	同法施行令の一部改正 [医療手当、介護手当 昭50.5.8施行] [特別手当、健康管理手当 昭50.6.1施行] 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 117,500 \text{円} \\ 125,000 \text{円} \end{cases}$ (特別手当一部制限)
昭和50年7月	同法の一部改正（昭50.10.1施行） ① 保健手当の創設 爆心地から2キロメートルの区域内で被爆した者に対し保健手当が支給される。 月額6,000円 ② 特別手当の増額 $\begin{cases} 24,000 \text{円} \\ 12,000 \text{円} \end{cases}$ (一部制限、認定傷病の治ゆした者) ③ 健康管理手当の年齢制限の撤廃と増額 12,000円 ④ 介護手当の支給対象の拡大と増額 $\begin{cases} 23,000 \text{円} \\ 17,250 \text{円} \\ 11,500 \text{円} \end{cases}$ 家族介護手当の新設 月額4,000円 ⑤ 医療手当の増額 $\begin{cases} 14,000 \text{円} \\ 12,000 \text{円} \end{cases}$ ⑥ 葯祭料の増額 33,000円
昭和51年5月	同法施行令の一部改正（昭51.6.1施行） 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 183,800 \text{円} \\ 195,000 \text{円} \end{cases}$ (特別手当一部制限)
昭和51年6月	同法の一部改正（昭51.10.1施行） ① 特別手当の増額 $\begin{cases} 27,000 \text{円} \\ 13,500 \text{円} \end{cases}$ (一部制限、認定傷病の治ゆした者) ② 健康管理手当の増額 13,500円 ③ 保健手当の増額 6,800円 同法施行令の一部改正（昭51.10.1施行） ① 医療手当の増額 $\begin{cases} 15,500 \text{円} \\ 13,500 \text{円} \end{cases}$ ② 介護手当の増額 $\begin{cases} 26,000 \text{円} \\ 19,500 \text{円} \\ 13,000 \text{円} \\ 5,000 \text{円} \end{cases}$ (家族介護) ③ 葯祭料の増額 44,000円

制定年月	内 容
昭和52年5月	同法施行令の一部改正(昭和52.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 $\left\{ \begin{array}{l} 233,600 \text{円} \\ 252,100 \text{円} \end{array} \right.$ (特別手当一部制限)
昭和52年6月	同法の一部改正(昭52.8.1施行) ① 特別手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 30,000 \text{円} \\ 15,000 \text{円} \end{array} \right.$ (一部制限, 認定傷病の治ゆした者) ② 健康管理手当の増額 15,000円 ③ 保健手当の増額 7,500円
昭和53年5月	同法施行令の一部改正(昭53.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 $\left\{ \begin{array}{l} 354,300 \text{円} \\ 380,400 \text{円} \end{array} \right.$ (特別手当一部制限)
昭和53年6月	同法の一部改正(昭53.8.1施行) ① 特別手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 33,000 \text{円} \\ 16,500 \text{円} \end{array} \right.$ (一部制限, 認定傷病の治ゆした者) ② 健康管理手当の増額 16,500円 ③ 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 潰瘍による消化器機能障害 ④ 保健手当の増額 8,300円
昭和54年5月	同法施行令の一部改正(昭53.8.1施行) ① 医療手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 18,500 \text{円} \\ 16,500 \text{円} \end{array} \right.$ ② 介護手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 29,000 \text{円} \\ 21,750 \text{円} \\ 14,500 \text{円} \\ 6,250 \text{円} \end{array} \right.$ (家族介護) ③ 葬祭料の増額 74,000円
	同法施行令の一部改正(昭54.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 $\left\{ \begin{array}{l} 436,800 \text{円} \\ 470,100 \text{円} \end{array} \right.$ (特別手当一部制限)
昭和54年6月	同法の一部改正(昭54.8.1施行) ① 特別手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 60,000 \text{円} \\ 30,000 \text{円} \end{array} \right.$ (一部制限, 認定傷病の治ゆした者) ② 健康管理手当の増額 20,000円 ③ 保健手当の増額 10,000円
	同法施行令の一部改正(昭54.8.1施行) ① 医療手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 22,000 \text{円} \\ 20,000 \text{円} \end{array} \right.$ ② 介護手当の増額 $\left\{ \begin{array}{l} 30,000 \text{円} \\ 22,500 \text{円} \\ 15,000 \text{円} \\ 8,000 \text{円} \end{array} \right.$ (家族介護) ③ 葯祭料の増額 80,000円

制定年月	内 容
昭和 55 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 55.6.1 施行） 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 492,600 \text{ 円} \\ 539,900 \text{ 円 (特別手当一部制限)} \end{cases}$
昭和 55 年 6 月	同法の一部改正(昭 55.8.1 施行) ① 特別手当の増額 $\begin{cases} 67,500 \text{ 円} \\ 33,800 \text{ 円 (認定傷病の治ゆした者)} \\ 33,750 \text{ 円 (一部制限)} \end{cases}$ ② 健康管理手当の増額 22,500 円 ③ 保健手当の増額 11,300 円
昭和 56 年 5 月	同法施行令の一部改正 (昭 56.6.1 施行) 各種手当の所得制限緩和 $\begin{cases} 578,100 \text{ 円} \\ 647,500 \text{ 円 (特別手当一部制限)} \end{cases}$
昭和 56 年 6 月	同法の一部改正 (昭 56.8.1 施行) ① 医療手当の増額 $\begin{cases} 24,500 \text{ 円} \\ 22,500 \text{ 円} \end{cases}$ ② 介護手当の増額 $\begin{cases} 30,900 \text{ 円} \\ 23,180 \text{ 円} \\ 15,450 \text{ 円} \\ 9,250 \text{ 円 (家族介護)} \end{cases}$ ③ 葬祭料の増額 85,000 円
昭和 57 年 5 月	同法施行令の一部改正 (昭 57.6.1 施行) 各種手当の所得制限緩和 641,500 円
昭和 57 年 8 月	同法の一部改正 (昭 57.9.1 施行) ① 医療特別手当の創設 月額 98,000 円 ② 原子爆弾小頭症手当の創設 月額 33,600 円 ③ 特別手当の増額 36,000 円 (認定傷病の治ゆした者) ④ 健康管理手当の増額 24,000 円 ⑤ 保健手当の増額 $\begin{cases} 12,000 \text{ 円} \\ 24,000 \text{ 円 (身体上障害のある者等)} \end{cases}$ ⑥ 医療手当の廃止
	同法施行令の一部改正 (昭 56.8.1 施行) ① 介護手当の増額 $\begin{cases} 1,605 \text{ 円} \times \text{介護日数 (支給限度額 32,100 円)} \\ 10,000 \text{ 円 (家族介護)} \end{cases}$ ② 葬祭料の増額 97,000 円
昭和 58 年 4 月	同法施行令の一部改正 ① 各種手当の所得制限緩和 698,100 円 (昭 58.6.1 施行) ② 葬祭料の増額 105,000 円 (昭 58.9.1 施行)
昭和 59 年 4 月	同法施行令の一部改正(昭 59.6.1 施行) 各種手当の所得制限緩和 792,300 円

制定年月	内 容
昭和59年8月	同法及び同法施行令の一部改正 (昭59.6.1適用) ① 医療特別手当の増額 104,400円 ② 特別手当の増額 38,400円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 35,800円 ④ 健康管理手当の増額 25,600円 ⑤ 保健手当の増額 { 12,800円 25,600円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 35,800円 (限度月額) 10,800円 (家族介護)
昭和60年5月	同法施行令の一部改正 (昭60.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 811,700円
昭和60年6月	同法及び同法施行令の一部改正 (昭60.6.1適用) ① 医療特別手当の増額 108,000円 ② 特別手当の増額 39,800円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 37,100円 ④ 健康管理手当の増額 26,500円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,300円 26,500円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 36,500円 (限度月額) 11,250円 (家族介護) ⑦ 葬祭料の増額 113,000円
昭和61年4月	同法施行令の一部改正 (昭61.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 877,000円
昭和61年5月	同法及び同法施行令の一部改正 (昭61.4.1適用) ① 医療特別手当の増額 110,800円 ② 特別手当の増額 40,800円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,100円 ④ 健康管理手当の増額 27,200円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,600円 27,200円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 37,400円 (限度月額) 11,550円 (家族介護)
昭和62年4月	同法施行令の一部改正 (昭62.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 953,500円
昭和62年5月	同法及び同法施行令の一部改正 (昭62.4.1適用) ① 医療特別手当の増額 111,600円 ② 特別手当の増額 41,100円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,400円 ④ 健康管理手当の増額 27,400円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,700円 27,400円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 38,200円 (限度月額) 11,650円 (家族介護) ⑦ 葯祭料の増額 119,000円
昭和63年4月	同法施行令の一部改正 (昭63.6.1施行) 各種手当の所得制限緩和 848,000円

制定年月	内 容																								
昭和63年5月	同法及び同法施行令の一部改正（昭63.4.1適用） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>112,000円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>41,300円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>38,500円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>27,500円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 13,800円 27,500円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td><td> 38,600円 (限度月額) 11,700円 (家族介護) </td></tr> </table>	① 医療特別手当の増額	112,000円	② 特別手当の増額	41,300円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	38,500円	④ 健康管理手当の増額	27,500円	⑤ 保健手当の増額	13,800円 27,500円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の増額	38,600円 (限度月額) 11,700円 (家族介護)												
① 医療特別手当の増額	112,000円																								
② 特別手当の増額	41,300円																								
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	38,500円																								
④ 健康管理手当の増額	27,500円																								
⑤ 保健手当の増額	13,800円 27,500円 (身体上障害のある者等)																								
⑥ 介護手当の増額	38,600円 (限度月額) 11,700円 (家族介護)																								
平成元年4月	同法施行令の一部改正（平元.6.1施行） 各種手当の所得制限緩和 798,000円																								
平成元年6月	同法及び同法施行令の一部改正 (平元.4.1適用) (平元.10.1施行) <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>112,800円</td><td>115,600円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>41,600円</td><td>42,600円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>38,800円</td><td>39,800円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>27,700円</td><td>28,400円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 13,900円 27,700円 </td><td> 14,200円 28,400円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td><td> 39,400円 11,800円 </td><td> 39,400円 (限度月額) 12,100円 (家族介護) </td></tr> <tr> <td>⑦ 葬祭料の増額</td><td>127,000円</td><td>127,000円</td></tr> <tr> <td>⑧ 各種手当額改定への完全自動物価スライド制の導入</td><td></td><td></td></tr> </table>	① 医療特別手当の増額	112,800円	115,600円	② 特別手当の増額	41,600円	42,600円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	38,800円	39,800円	④ 健康管理手当の増額	27,700円	28,400円	⑤ 保健手当の増額	13,900円 27,700円	14,200円 28,400円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の増額	39,400円 11,800円	39,400円 (限度月額) 12,100円 (家族介護)	⑦ 葬祭料の増額	127,000円	127,000円	⑧ 各種手当額改定への完全自動物価スライド制の導入		
① 医療特別手当の増額	112,800円	115,600円																							
② 特別手当の増額	41,600円	42,600円																							
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	38,800円	39,800円																							
④ 健康管理手当の増額	27,700円	28,400円																							
⑤ 保健手当の増額	13,900円 27,700円	14,200円 28,400円 (身体上障害のある者等)																							
⑥ 介護手当の増額	39,400円 11,800円	39,400円 (限度月額) 12,100円 (家族介護)																							
⑦ 葬祭料の増額	127,000円	127,000円																							
⑧ 各種手当額改定への完全自動物価スライド制の導入																									
平成元年12月	同法及び同法施行令の一部改正 平元.10.1改定手当額の平元.4.1遡及適用																								
平成2年3月	同法施行令の一部改正 (①～⑦は平2.4.1施行, ⑧は平2.6.1施行) <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>118,260円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>43,580円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>40,720円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>29,050円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 14,530円 29,050円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td><td> 40,500円 (限度月額) 12,380円 (家族介護) </td></tr> <tr> <td>⑦ 葯祭料の増額</td><td>130,000円</td></tr> <tr> <td>⑧ 各種手当の所得制限緩和</td><td>838,200円</td></tr> </table>	① 医療特別手当の増額	118,260円	② 特別手当の増額	43,580円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	40,720円	④ 健康管理手当の増額	29,050円	⑤ 保健手当の増額	14,530円 29,050円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の増額	40,500円 (限度月額) 12,380円 (家族介護)	⑦ 葯祭料の増額	130,000円	⑧ 各種手当の所得制限緩和	838,200円								
① 医療特別手当の増額	118,260円																								
② 特別手当の増額	43,580円																								
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	40,720円																								
④ 健康管理手当の増額	29,050円																								
⑤ 保健手当の増額	14,530円 29,050円 (身体上障害のある者等)																								
⑥ 介護手当の増額	40,500円 (限度月額) 12,380円 (家族介護)																								
⑦ 葯祭料の増額	130,000円																								
⑧ 各種手当の所得制限緩和	838,200円																								
平成3年3月	同法施行令の一部改正 (平3.4.1施行) <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>121,840円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>44,900円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>41,950円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>29,930円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 14,970円 29,930円 (身体上障害のある者等) </td></tr> </table> 厚生省告示改正 (平3.4.1施行) 健康管理手当の認定期間の延長 1年→3年, 3年→5年	① 医療特別手当の増額	121,840円	② 特別手当の増額	44,900円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	41,950円	④ 健康管理手当の増額	29,930円	⑤ 保健手当の増額	14,970円 29,930円 (身体上障害のある者等)														
① 医療特別手当の増額	121,840円																								
② 特別手当の増額	44,900円																								
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	41,950円																								
④ 健康管理手当の増額	29,930円																								
⑤ 保健手当の増額	14,970円 29,930円 (身体上障害のある者等)																								
平成3年4月	同法施行令の一部改正 (①は平3.4.1適用, ②は平3.6.1施行) <table> <tr> <td>① 介護手当の増額</td><td> 94,500円以内 (重度障害者限度月額) 63,000円以内 (中度障害者限度月額) 19,130円 (家族介護) </td></tr> <tr> <td>② 各種手当の所得制限緩和</td><td>2,950,000円</td></tr> </table>	① 介護手当の増額	94,500円以内 (重度障害者限度月額) 63,000円以内 (中度障害者限度月額) 19,130円 (家族介護)	② 各種手当の所得制限緩和	2,950,000円																				
① 介護手当の増額	94,500円以内 (重度障害者限度月額) 63,000円以内 (中度障害者限度月額) 19,130円 (家族介護)																								
② 各種手当の所得制限緩和	2,950,000円																								

制定年月	内 容
平成4年3月	同法施行令の一部改正（平4.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 125,890円 ② 特別手当の増額 46,390円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 43,340円 ④ 健康管理手当の増額 30,930円 ⑤ 保健手当の増額 15,460円 29,930円（身体上障害のある者等）
平成4年4月	同法施行令の一部改正（①は平4.4.1適用、②は平4.6.1施行） ① 介護手当の増額 98,100円以内（重度障害者限度月額） 65,400円以内（中度障害者限度月額） 19,770円（家族介護） ② 各種手当の所得制限緩和 3,227,600円
平成5年3月	同法施行令の一部改正（平5.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 127,970円 ② 特別手当の増額 47,160円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 44,060円 ④ 健康管理手当の増額 31,440円 ⑤ 保健手当の増額 15,720円 31,440円（身体上障害のある者等）
平成5年4月	同法施行令の一部改正（①は平5.4.1施行、②は平5.6.1施行） ① 介護手当の増額 101,030円以内（重度障害者限度月額） 67,350円以内（中度障害者限度月額） 20,090円（家族介護） ② 各種手当の所得制限緩和 3,473,200円
平成6年3月	同法施行令の一部改正（平6.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 129,700円 ② 特別手当の増額 47,800円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 44,660円 ④ 健康管理手当の増額 31,860円 ⑤ 保健手当の増額 15,930円 31,860円（身体上障害のある者等）
平成6年4月	同法施行令の一部改正（①は平6.4.1施行、②は平6.6.1施行） ① 介護手当の増額 103,050円以内（重度障害者限度月額） 68,700円以内（中度障害者限度月額） 20,370円（家族介護） ② 葬祭料の増額 149,000円 ③ 各種手当の所得制限緩和 3,565,600円
平成6年6月	同法の一部改正（平6.10.1施行） ① 医療特別手当の増額 135,400円 ② 特別手当の増額 50,000円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 46,600円 ④ 健康管理手当の増額 33,300円 ⑤ 保健手当の増額 16,700円 33,300円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 21,300円（家族介護）

制定年月	内 容														
平成6年12月	<p>「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定（平7.7.1施行）</p> <p>① 被爆者に対する医療特別手当等の支給について原爆特別措置法と同様の規定の設置 ② 所得制限の撤廃 ③ 特別葬祭給付金制度の新設</p> <p>○ 支給対象 次のいずれかに該当する者の遺族であり、かつ、本人も被爆者であること。 （遺族の範囲は、死亡者の死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹） • 昭和44年3月31日以前（葬祭料創設以前）に死亡した原爆被爆者 • 昭和44年4月1日から49年9月30日までに死亡した原爆被爆者で、特別手帳を所持していなかった者（一般被爆者等）</p> <p>○ 支給額 認定者1人に対して一律10万円（2年償還の記名国債により交付）</p> <p>○ 請求期間 平成7年7月1日～平成9年6月30日</p>														
平成7年3月	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平7.4.1施行）</p> <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td> <td>136,350円</td> </tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td> <td>50,350円</td> </tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td> <td>46,930円</td> </tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td> <td>33,530円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 16,820円 \\ 33,530円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 104,180円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 69,450円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,410円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>⑦ 各種手当の所得制限緩和</td> <td>3,607,600円</td> </tr> </table>	① 医療特別手当の増額	136,350円	② 特別手当の増額	50,350円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	46,930円	④ 健康管理手当の増額	33,530円	⑤ 保健手当の増額	$\begin{cases} 16,820円 \\ 33,530円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$	⑥ 介護手当の増額	$\begin{cases} 104,180円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 69,450円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,410円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$	⑦ 各種手当の所得制限緩和	3,607,600円
① 医療特別手当の増額	136,350円														
② 特別手当の増額	50,350円														
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	46,930円														
④ 健康管理手当の増額	33,530円														
⑤ 保健手当の増額	$\begin{cases} 16,820円 \\ 33,530円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$														
⑥ 介護手当の増額	$\begin{cases} 104,180円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 69,450円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,410円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$														
⑦ 各種手当の所得制限緩和	3,607,600円														
平成8年4月	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平8.4.1施行）</p> <table> <tr> <td>① 介護手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 105,080円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,050円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>② 葬祭料の増額</td> <td>166,000円</td> </tr> </table>	① 介護手当の増額	$\begin{cases} 105,080円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,050円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$	② 葬祭料の増額	166,000円										
① 介護手当の増額	$\begin{cases} 105,080円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,050円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$														
② 葬祭料の増額	166,000円														
平成9年3月	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平9.4.1施行）</p> <table> <tr> <td>① 介護手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 105,980円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,650円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>② 葯祭料の増額</td> <td>171,000円</td> </tr> </table>	① 介護手当の増額	$\begin{cases} 105,980円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,650円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$	② 葯祭料の増額	171,000円										
① 介護手当の増額	$\begin{cases} 105,980円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 70,650円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \end{cases}$														
② 葯祭料の増額	171,000円														
平成10年3月	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平10.4.1施行）</p> <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td> <td>138,790円</td> </tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td> <td>51,250円</td> </tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td> <td>47,770円</td> </tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td> <td>34,130円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 17,120円 \\ 34,130円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td> <td> $\begin{cases} 107,100円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 71,400円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,780円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$ </td> </tr> <tr> <td>⑦ 著祭料の増額</td> <td>175,000円</td> </tr> </table>	① 医療特別手当の増額	138,790円	② 特別手当の増額	51,250円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	47,770円	④ 健康管理手当の増額	34,130円	⑤ 保健手当の増額	$\begin{cases} 17,120円 \\ 34,130円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$	⑥ 介護手当の増額	$\begin{cases} 107,100円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 71,400円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,780円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$	⑦ 著祭料の増額	175,000円
① 医療特別手当の増額	138,790円														
② 特別手当の増額	51,250円														
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	47,770円														
④ 健康管理手当の増額	34,130円														
⑤ 保健手当の増額	$\begin{cases} 17,120円 \\ 34,130円 \quad (\text{身体上障害のある者等}) \end{cases}$														
⑥ 介護手当の増額	$\begin{cases} 107,100円以内 \quad (\text{重度障害者限度月額}) \\ 71,400円以内 \quad (\text{中度障害者限度月額}) \\ 21,780円 \quad (\text{家族介護}) \end{cases}$														
⑦ 著祭料の増額	175,000円														

制定年月	内 容														
平成 11 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 11. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>139, 600 円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>51, 550 円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>48, 050 円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>34, 330 円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 17, 220 円 34, 330 円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td><td> 108, 000 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 000 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 920 円 (家族介護) </td></tr> <tr> <td>⑦ 葬祭料の増額</td><td>176, 000 円</td></tr> </table>	① 医療特別手当の増額	139, 600 円	② 特別手当の増額	51, 550 円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	48, 050 円	④ 健康管理手当の増額	34, 330 円	⑤ 保健手当の増額	17, 220 円 34, 330 円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の増額	108, 000 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 000 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 920 円 (家族介護)	⑦ 葬祭料の増額	176, 000 円
① 医療特別手当の増額	139, 600 円														
② 特別手当の増額	51, 550 円														
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	48, 050 円														
④ 健康管理手当の増額	34, 330 円														
⑤ 保健手当の増額	17, 220 円 34, 330 円 (身体上障害のある者等)														
⑥ 介護手当の増額	108, 000 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 000 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 920 円 (家族介護)														
⑦ 葬祭料の増額	176, 000 円														
平成 12 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 12. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 介護手当の増額</td><td>108, 300 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 200 円以内 (中度障害者限度月額)</td></tr> <tr> <td>② 葯祭料の増額</td><td>179, 000 円</td></tr> </table>	① 介護手当の増額	108, 300 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 200 円以内 (中度障害者限度月額)	② 葯祭料の増額	179, 000 円										
① 介護手当の増額	108, 300 円以内 (重度障害者限度月額) 72, 200 円以内 (中度障害者限度月額)														
② 葯祭料の増額	179, 000 円														
平成 14 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 14. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 葯祭料の増額</td><td>189, 000 円</td></tr> </table>	① 葯祭料の増額	189, 000 円												
① 葯祭料の増額	189, 000 円														
平成 15 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 15. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の減額</td><td>138, 380 円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の減額</td><td>51, 100 円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の減額</td><td>47, 630 円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の減額</td><td>34, 030 円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の減額</td><td> 17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の減額</td><td> 106, 100 円以内 (重度障害者限度月額) 70, 730 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護) </td></tr> </table>	① 医療特別手当の減額	138, 380 円	② 特別手当の減額	51, 100 円	③ 原子爆弾小頭症手当の減額	47, 630 円	④ 健康管理手当の減額	34, 030 円	⑤ 保健手当の減額	17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の減額	106, 100 円以内 (重度障害者限度月額) 70, 730 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護)		
① 医療特別手当の減額	138, 380 円														
② 特別手当の減額	51, 100 円														
③ 原子爆弾小頭症手当の減額	47, 630 円														
④ 健康管理手当の減額	34, 030 円														
⑤ 保健手当の減額	17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害のある者等)														
⑥ 介護手当の減額	106, 100 円以内 (重度障害者限度月額) 70, 730 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護)														
平成 16 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 16. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の減額</td><td>137, 840 円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の減額</td><td>50, 900 円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の減額</td><td>47, 440 円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の減額</td><td>33, 900 円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の減額</td><td> 17, 000 円 33, 900 円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の減額</td><td> 104, 970 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 970 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 650 円 (家族介護) </td></tr> <tr> <td>⑦ 葩祭料の増額</td><td>193, 000 円</td></tr> </table>	① 医療特別手当の減額	137, 840 円	② 特別手当の減額	50, 900 円	③ 原子爆弾小頭症手当の減額	47, 440 円	④ 健康管理手当の減額	33, 900 円	⑤ 保健手当の減額	17, 000 円 33, 900 円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の減額	104, 970 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 970 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 650 円 (家族介護)	⑦ 葩祭料の増額	193, 000 円
① 医療特別手当の減額	137, 840 円														
② 特別手当の減額	50, 900 円														
③ 原子爆弾小頭症手当の減額	47, 440 円														
④ 健康管理手当の減額	33, 900 円														
⑤ 保健手当の減額	17, 000 円 33, 900 円 (身体上障害のある者等)														
⑥ 介護手当の減額	104, 970 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 970 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 650 円 (家族介護)														
⑦ 葩祭料の増額	193, 000 円														
平成 17 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 17. 4. 1 施行） <p>医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の減額。</p> <p>平成 17 年度手当額は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改訂の特例に関する法律（平成 17. 4. 1 施行）等により、平成 16 年度と同額に据え置き。</p>														

制定年月	内 容
平成 18 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 18.4.1 施行） <p>① 医療特別手当の減額 137,430 円 ② 特別手当の減額 50,750 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,300 円 ④ 健康管理手当の減額 33,800 円 ⑤ 保健手当の減額 16,950 円 33,800 円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の減額 104,590 円以内 (重度障害者限度月額) 69,720 円以内 (中度障害者限度月額) 21,570 円 (家族介護) ⑦ 葬祭料の増額 199,000 円 </p>
平成 19 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 19.4.1 施行） <p>医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の増額。 平成 19 年度手当額は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改訂の特例に関する法律（平成 17.4.1 施行）等により、平成 18 年度と同額に据え置き。</p>
平成 20 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 20.4.1 施行） <p>介護手当の増額 104,960 円以内 (重度障害者限度月額) 69,960 円以内 (中度障害者限度月額)</p>
平成 22 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 22.4.1 施行） <p>① 介護手当の減額 104,730 円以内 (重度障害者限度月額) 69,810 円以内 (中度障害者限度月額)</p> <p>② 葬祭料の増額 201,000 円</p>
平成 23 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 23.4.1 施行） <p>① 医療特別手当の減額 136,890 円 ② 特別手当の減額 50,550 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,110 円 ④ 健康管理手当の減額 33,670 円 ⑤ 保健手当の減額 16,880 円 33,670 円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の減額 104,530 円以内 (重度障害者限度月額) 69,680 円以内 (中度障害者限度月額) 21,500 円 (家族介護)</p>
平成 24 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 24.4.1 施行） <p>① 医療特別手当の減額 136,480 円 ② 特別手当の減額 50,400 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 46,970 円 ④ 健康管理手当の減額 33,570 円 ⑤ 保健手当の減額 16,830 円 33,570 円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の減額 104,290 円以内 (重度障害者限度月額) 69,520 円以内 (中度障害者限度月額) 21,420 円 (家族介護)</p>
平成 25 年 10 月	原子爆弾被爆者に対する法律施行令の一部改正（平 25.10.1 施行） <p>① 医療特別手当の減額 135,540 円 ② 特別手当の減額 50,050 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 46,650 円 ④ 健康管理手当の減額 33,330 円 ⑤ 保健手当の減額 16,720 円 33,330 円 (身体上障害のある者等) ⑥ 介護手当の減額 21,270 円 (家族介護)</p>

制定年月	内 容														
平成 26 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する法律施行令の一部改正（平 26. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の減額</td><td>135, 130 円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の減額</td><td>49, 900 円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の減額</td><td>46, 510 円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の減額</td><td>33, 230 円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の減額</td><td> 16, 670 円 33, 230 円 (身体上障害のある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の減額</td><td>21, 210 円 (家族介護)</td></tr> <tr> <td>⑦ 葬祭料の増額</td><td>206, 000 円</td></tr> </table>	① 医療特別手当の減額	135, 130 円	② 特別手当の減額	49, 900 円	③ 原子爆弾小頭症手当の減額	46, 510 円	④ 健康管理手当の減額	33, 230 円	⑤ 保健手当の減額	16, 670 円 33, 230 円 (身体上障害のある者等)	⑥ 介護手当の減額	21, 210 円 (家族介護)	⑦ 葬祭料の増額	206, 000 円
① 医療特別手当の減額	135, 130 円														
② 特別手当の減額	49, 900 円														
③ 原子爆弾小頭症手当の減額	46, 510 円														
④ 健康管理手当の減額	33, 230 円														
⑤ 保健手当の減額	16, 670 円 33, 230 円 (身体上障害のある者等)														
⑥ 介護手当の減額	21, 210 円 (家族介護)														
⑦ 葬祭料の増額	206, 000 円														
平成 27 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する法律施行令の一部改正（平 27. 4. 1 施行） <table> <tr> <td>① 医療特別手当の増額</td><td>138, 380 円</td></tr> <tr> <td>② 特別手当の増額</td><td>51, 100 円</td></tr> <tr> <td>③ 原子爆弾小頭症手当の増額</td><td>47, 630 円</td></tr> <tr> <td>④ 健康管理手当の増額</td><td>34, 030 円</td></tr> <tr> <td>⑤ 保健手当の増額</td><td> 17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害がある者等) </td></tr> <tr> <td>⑥ 介護手当の増額</td><td> 104, 570 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 710 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護) </td></tr> </table>	① 医療特別手当の増額	138, 380 円	② 特別手当の増額	51, 100 円	③ 原子爆弾小頭症手当の増額	47, 630 円	④ 健康管理手当の増額	34, 030 円	⑤ 保健手当の増額	17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害がある者等)	⑥ 介護手当の増額	104, 570 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 710 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護)		
① 医療特別手当の増額	138, 380 円														
② 特別手当の増額	51, 100 円														
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	47, 630 円														
④ 健康管理手当の増額	34, 030 円														
⑤ 保健手当の増額	17, 070 円 34, 030 円 (身体上障害がある者等)														
⑥ 介護手当の増額	104, 570 円以内 (重度障害者限度月額) 69, 710 円以内 (中度障害者限度月額) 21, 720 円 (家族介護)														

3 原爆被爆者手当等のあらまし

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される手当等は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料である。

なお、医療特別手当、特別手当、健康管理手当及び保健手当は併給されない。

手当の種類	支 給 の 対 象 と な る 者	支 給 額
(1) 医 療 特 別 手 当	原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病として厚生労働大臣の認定を受けた者（認定被爆者）で、今もその負傷又は疾病の状態にある者に支給される。	月額 138,380円
(2) 特 別 手 当	上記厚生労働大臣の認定を受けた者で、その負傷又は疾病が治ゆした者に支給される。	月額 51,100円
(3) 原 子 爆 弾 小頭症手当	原爆の放射能の影響による小頭症の患者（厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害がない者を除く。）に支給される。	月額 47,630円
(4) 健 康 管 理 手 当	厚生労働省令で定める次の障害を伴う疾病にかかっている者に支給される。 (厚生労働省令で定める障害) (その主な疾病) 1 造血機能障害 無形成貧血、鉄欠乏性貧血など 2 肝臓機能障害 肝硬変など 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物、骨髄性白血病など 4 内分泌腺機能障害 糖尿病、甲状腺の疾患など 5 脳血管障害 くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症など 6 循環器機能障害 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など 7 腎臓機能障害 慢性腎炎、ネフローゼ症候群など 8 水晶体混濁による視機能障害 白内障 9 呼吸器機能障害 肺気腫、慢性間質性肺炎など 10 運動器機能障害 变形性関節症、変形性脊椎症、骨粗しょう症など 11 潰瘍による消化器機能障害 胃潰瘍、十二指腸潰瘍など	月額 34,030円
(5) 保 健 手 当	爆心地から2km以内で直接被爆した者又はその者の胎児であった者に支給される。 ただし、上記の者のうち次の者には高い額が支給される。 ① 厚生労働省令で定める身体上の障害がある者 ② 配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者で、その者と同居している者がいない者	月額 17,070円 月額 34,030円
(6) 介 護 手 当	厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている者に支給される。 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められている特別障害者手当を受給する者に支給される時には、特別障害者手当が支給調整される。)	介護費用を支払っているとき (重度障害) 月 104,570円以内 (中度障害) 月 69,710円以内 家族介護等で介護費用を支払っていないとき（重度障害者に限る。） 月額 21,720円
(7) 葬 祭 料	被爆者が死亡したとき（交通事故、産業災害、先天性疾病などその死亡の原因が、原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものを除く。）その葬祭を行った者に支給される。	206,000円

4 諸手当の申請手続等

(1) 申請に必要な書類等（広島市以外に居住している者）

申請書、診断書等の用紙は、市町役場（呉市は保健所）にある。

ア 診断書

健康管理手当、保健手当（厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害がある者）及び介護手当の診断書は原則として、被爆者一般疾病医療機関の医師によって作成されたものであること。

イ 手当の受取

手当は原則として毎月口座振替により支給するため、本人名義の普通預金口座が必要。

なお、漁協には一部例外を除き振り込みができない。

(2) 申請書の受付（広島市以外に居住している者）

市町役場（呉市は保健所）で受け付ける。

6 広島県・市男女別・年齢別諸手当受給者数 (平成27年3月31日現在)

(単位:人)

区分			総数	65歳 ~ 69歳	70歳 ~ 74歳	75歳 ~ 79歳	80歳 ~ 84歳	85歳 ~
広島県	諸手当受給者数	男	8,062	463	1,658	836	1,894	3,211
		女	14,965	595	2,306	1,471	2,928	7,665
		計	23,027	1,058	3,964	2,307	4,822	10,876
	医療特別手当	男	471	23	105	59	112	172
		女	437	21	93	67	81	175
		計	908	44	198	126	193	347
	特別手当	男	81	2	23	10	19	27
		女	156	3	20	18	24	91
		計	237	5	43	28	43	118
	原子爆弾小頭症手当	男	1	1	0	0	0	0
		女	1	1	0	0	0	0
		計	2	2	0	0	0	0
広島市	健管手当	男	7,183	403	1,423	718	1,685	2,954
		女	13,904	530	2,046	1,332	2,739	7,257
		計	21,087	933	3,469	2,050	4,424	10,211
	保健手当	男	327	35	107	49	78	58
		女	468	41	147	54	84	142
		計	795	76	254	103	162	200
	諸手当受給者数		男	20,203	1,625	6,539	4,399	4,280
			女	33,309	1,703	7,686	5,646	6,868
			計	53,512	3,328	14,225	10,045	11,148
	医療特別手当	男	1,755	135	537	344	436	303
		女	1,675	96	448	310	364	457
		計	3,430	231	985	654	800	760
	特別手当	男	206	9	61	32	71	33
		女	398	10	84	54	77	173
		計	604	19	145	86	148	206
	原子爆弾小頭症手当	男	6	6	0	0	0	0
		女	5	5	0	0	0	0
		計	11	11	0	0	0	0
	健管手当	男	17,499	1,386	5,664	3,911	3,597	2,941
		女	30,214	1,522	6,818	5,131	6,241	10,502
		計	47,713	2,908	12,482	9,042	9,838	13,443
	保健手当	男	743	95	277	112	176	83
		女	1,022	75	336	151	186	274
		計	1,765	170	613	263	362	357

※ 原子爆弾小頭症手当受給者は、全員医療特別手当を受給しているので、諸手当受給者数には入っていない。

7 広島県・市健康管理手当障害別支給件数

(単位 : 件, %)

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
広島県	1 造血機能障害	130	0.4	120	0.4	107	0.4	106	0.4
	2 肝臓機能障害	507	1.6	458	1.6	427	1.5	397	1.5
	3 細胞増殖機能障害	983	3.2	940	3.2	874	3.2	825	3.1
	4 内分泌腺機能障害	3,317	10.7	3,148	10.8	2,947	10.6	2,820	10.7
	5 脳血管障害	1,317	4.3	1,219	4.2	1,141	4.1	1,071	4.1
	6 循環器機能障害	8,649	28.0	8,217	28.1	7,819	28.2	7,420	28.0
	7 腎臓機能障害	196	0.6	172	0.6	163	0.6	162	0.6
	8 水晶体混濁による視機能障害	4,842	15.7	4,482	15.3	4,239	15.3	4,055	15.3
	9 呼吸器機能障害	408	1.3	372	1.3	341	1.2	329	1.2
	10 運動器機能障害	10,448	33.8	10,016	34.2	9,620	34.7	9,225	34.9
	11 消化器機能障害	104	0.4	94	0.3	68	0.2	58	0.2
	計	30,901	100.0	29,238	100.0	27,746	100.0	26,468	100.0
広島市	1 造血機能障害	331	0.5	281	0.4	245	0.4	222	0.4
	2 肝臓機能障害	854	1.3	798	1.3	760	1.3	718	1.2
	3 細胞増殖機能障害	1,945	3.0	1,806	2.9	1,677	2.8	1,634	2.8
	4 内分泌腺機能障害	6,754	10.4	6,508	10.4	6,248	10.4	6,026	10.5
	5 脳血管障害	2,347	3.6	2,210	3.5	2,096	3.5	1,981	3.4
	6 循環器機能障害	17,204	26.3	16,477	26.3	15,693	26.2	14,997	26.0
	7 腎臓機能障害	347	0.5	316	0.5	291	0.5	270	0.5
	8 水晶体混濁による視機能障害	10,927	16.7	10,192	16.3	9,623	16.0	9,083	15.8
	9 呼吸器機能障害	534	0.8	520	0.8	475	0.8	451	0.8
	10 運動器機能障害	23,917	36.6	23,397	37.3	22,700	37.8	22,099	38.4
	11 消化器機能障害	213	0.3	189	0.3	166	0.3	142	0.2
	計	65,373	100.0	62,694	100.0	59,974	100.0	57,623	100.0
区分		23年度		24年度		25年度		26年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
広島県	1 造血機能障害	107	0.4	106	0.5	89	0.4	79	0.4
	2 肝臓機能障害	370	1.5	338	1.4	310	1.4	276	1.4
	3 細胞増殖機能障害	776	3.1	740	3.2	731	3.3	646	3.2
	4 内分泌腺機能障害	2,674	10.7	2,502	10.7	2,439	10.9	2,204	10.8
	5 脳血管障害	1,009	4.0	920	3.9	880	3.9	736	3.6
	6 循環器機能障害	7,055	28.1	6,520	27.9	6,316	28.1	5,702	28.1
	7 腎臓機能障害	152	0.6	146	0.6	136	0.6	126	0.6
	8 水晶体混濁による視機能障害	3,799	15.1	3,435	14.7	3,091	13.8	2,843	14.0
	9 呼吸器機能障害	308	1.2	284	1.2	274	1.2	242	1.2
	10 運動器機能障害	8,797	35.1	8,331	35.6	8,119	36.2	7,414	36.5
	11 消化器機能障害	49	0.2	49	0.2	45	0.2	34	0.2
	計	25,096	100.0	23,371	100.0	22,430	100.0	20,302	100.0
広島市	1 造血機能障害	206	0.4	179	0.3	169	0.3	194	0.4
	2 肝臓機能障害	675	1.2	641	1.2	612	1.2	577	1.2
	3 細胞増殖機能障害	1,543	2.8	1,493	2.8	1,427	2.8	1,364	2.9
	4 内分泌腺機能障害	5,722	10.4	5,464	10.4	5,251	10.4	4,964	10.4
	5 脳血管障害	1,863	3.4	1,773	3.4	1,659	3.3	1,545	3.2
	6 循環器機能障害	14,226	25.8	13,560	25.7	12,874	25.6	12,011	25.2
	7 腎臓機能障害	254	0.5	242	0.5	239	0.5	215	0.5
	8 水晶体混濁による視機能障害	8,543	15.5	7,999	15.2	7,509	14.9	7,121	14.9
	9 呼吸器機能障害	431	0.8	401	0.8	382	0.8	362	0.8
	10 運動器機能障害	21,488	39.0	20,813	39.5	20,101	40.5	19,290	40.4
	11 消化器機能障害	138	0.2	113	0.2	92	0.2	70	0.1
	計	55,089	100.0	52,678	100.0	50,315	100.0	47,713	100.0

8 広島県・市健康管理手当受給者障害別・男女別・年齢別内訳（平成27年3月31日現在）

(単位：人)

区分			総数	65歳 ～ 69歳	70歳 ～ 74歳	75歳 ～ 79歳	80歳 ～ 84歳	85歳 ～
総数			男女計	6,843 13,459 20,302	389 518 907	1,342 1,979 3,321	681 1,277 1,958	1,630 2,679 4,309
広島県	1	造血機能障害	男女計	25 54 79	3 3 6	3 8 11	3 7 10	5 10 15
	2	肝臓機能障害	男女計	139 137 276	8 5 13	37 29 66	20 18 38	27 27 54
	3	細胞増殖能障害	男女計	296 350 646	15 14 29	63 73 136	36 40 76	60 70 130
	4	内分泌腺能障害	男女計	961 1,243 2,204	78 72 150	240 198 438	107 150 257	248 252 500
	5	脳血管障害	男女計	335 401 736	15 12 27	61 36 97	38 28 66	78 76 154
	6	循環器機能障害	男女計	1,807 3,895 5,702	85 130 215	338 487 825	166 338 504	460 731 1,191
	7	腎臓機能障害	男女計	55 71 126	8 8 16	10 17 27	10 7 17	9 16 25
	8	水晶体混濁による視機能障害(白内障)	男女計	881 1,962 2,843	71 103 174	202 376 578	86 210 296	203 430 633
	9	呼吸器機能障害	男女計	152 90 242	7 7 14	28 18 46	17 9 26	29 12 41
	10	運動器機能障害	男女計	2,170 5,244 7,414	95 164 259	349 732 1,081	196 467 663	510 1,053 1,563
	11	潰瘍による消化器機能障害	男女計	22 12 34	4 0 4	11 5 16	2 3 5	1 2 3

(単位：人)

区分			総数	65歳 69歳	70歳 74歳	75歳 79歳	80歳 84歳	85歳 88歳
総数	男女	計	17,495 30,218 47,713	1,386 1,522 2,908	5,663 6,819 12,482	3,911 5,131 9,042	3,597 6,241 9,838	2,938 10,505 13,443
広島市	1	造血機能障害	男女	74 120 194	12 6 18	20 35 55	13 22 35	20 28 48
	2	肝臓機能障害	男女	302 275 577	21 22 43	124 71 195	87 70 157	44 59 103
	3	細胞増殖能障害	男女	610 754 1,364	53 40 93	184 204 388	133 127 260	123 169 292
	4	内分泌腺能障害	男女	2,304 2,660 4,964	204 152 356	802 662 1,464	547 450 997	459 534 993
	5	脳血管障害	男女	648 897 1,545	43 16 59	192 120 312	130 131 261	145 207 352
	6	循環器機能障害	男女	4,273 7,738 12,011	294 299 593	1,212 1,413 2,625	953 1,193 2,146	989 1,623 2,612
	7	腎臓機能障害	男女	108 107 215	10 7 17	38 33 71	22 17 39	21 18 39
	8	水晶体混濁による視機能障害(白内障)	男女	2,323 4,798 7,121	179 247 426	733 1,175 1,908	511 850 1,361	460 1,024 1,484
	9	呼吸器機能障害	男女	226 136 362	18 5 23	64 32 96	42 24 66	54 24 78
	10	運動器機能障害	男女	6,578 12,712 19,290	545 724 1,269	2,266 3,069 5,335	1,464 2,242 3,706	1,281 2,552 3,833
	11	潰瘍による消化器機能障害	男女	49 21 70	7 4 11	28 5 33	9 5 14	1 3 4

9 広島県・市特別葬祭給付金請求件数・認定件数

(単位：件)

年 度	広 島 県		広 島 市	
	請 求 件 数	認 定 件 数	請 求 件 数	認 定 件 数
7	10,282	9,283	37,734	28,493
8	2,151	2,569	8,120	15,902
9	3,641	3,551	7,901	8,077
10	—	28	—	44
11	—	7	—	2
12	—	3	—	1
13	—	4	—	0
14	—	3	—	1
15	—	0	—	1
16	—	0	—	0
17	—	0	—	1
18	—	0	—	1
計	16,074	15,448	53,755	52,523

※特別葬祭給付金は、広島・長崎で被爆し、国の葬祭料制度の対象となる前に死没した者の遺族にあたる被爆者に対して支給される。

なお、請求期間中に被爆者健康手帳未取得で特別葬祭給付金の請求を行っていた者については、手帳の交付があった際に認定が生じている。

○支 給 額 支給対象者1人に対して一律10万円

○請求期間 平成7年7月1日～平成9年6月30日

第4 その他の援護事業等

1 県の援護事業

本県では、広島県原子爆弾被爆者援護措置要綱、広島県原子爆弾被爆者援護要綱を制定して、県内に居住する被爆者に対し、次の援護事業を実施している（広島市内居住者は除く。）。

区分	内容	容
(1) 被爆者特別検査促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で被爆した被爆者のうち、精密検査を受けるため指定医療機関に入院した者に対して支給される。 支 給 額 1人1日 500円（年1回2日を限度）	
(2) 認定被爆者通院交通費	医療特別手当の受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた負傷または疾病の治療のため、指定医療機関へ通院している者に対して支給される。 支 給 額 バス、電車、汽車及び船舶の運賃の実費額	
(3) 被爆身体障害者福祉手当	○原爆の傷害作用による負傷又は疾病による重度（身体障害者福祉法施行規則別表 第5の1級～3級程度）の身体障害者 ○原爆による瘢痕のため著しい醜状を呈している被爆者 上記の要件に該当する者に支給されるが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当を受けている者には支給されない。 支 給 額 月額 17,070円	
(4) 被爆者特別福祉手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当又は特別手当の受給者であって、生活保護法の適用を受けている者（保護停止の者は除く。）に対して支給される。 支 給 額 月額 4,000円	
(5) 介護手当付加金	介護手当の受給者のうち、当該介護手当の受給額を超える介護費用を支払っている者に対して支給される。 支 給 額 月額 43,430円以内	
(6) 認定被爆者死亡弔慰金	認定被爆者が死亡した場合、その葬祭を行う者に対して支給される。 支 給 額 10,000円	
(7) 被爆者訪問介護利用助成金	ア 介護保険の（介護予防）訪問介護を利用した、生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額。ただし、他の公費負担等がある場合は、その額を減じた後の額 イ 生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者が老人福祉法の措置による老人居宅介護等事業を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。 助 成 額 費用徴収額	
(8) 被爆者通所介護利用助成金	ア 介護保険の（介護予防）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額 イ 被爆者が老人福祉法の措置による老人デイサービス事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額	

区分	内 容
(9) 被爆者短期入所生活介護等利用助成金	<p>ア 介護保険の（介護予防）短期入所生活介護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額</p> <p>イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による短期入所事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額</p>
(10) 被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成金	<p>ア 介護保険の（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額</p> <p>イ 被爆者が老人福祉法の措置による小規模多機能型居宅介護事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額</p>
(11) 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成金	<p>ア 介護保険の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額</p> <p>イ 被爆者が市町が実施する老人福祉法の措置による定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額</p>
(12) 被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成金	<p>ア 介護保険の複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額</p> <p>イ 被爆者が市町が実施する老人福祉法の措置による複合型サービスを利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額</p>
(13) 被爆者介護老人福祉施設等利用助成金	<p>ア （地域密着型）介護老人福祉施設に入所した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割自己負担額</p> <p>イ 被爆者が養護老人ホーム等に入所した場合、その費用を負担している者に対して支給される。 助 成 額 費用徴収額</p>
(14) 被爆者療養保養事業	<p>ア 被爆者が神田山荘を利用する場合の休憩料を助成する。 助 成 額 1人1回 250円</p> <p>イ 被爆者が県が指定した療養保養施設を利用する場合に休憩料及び宿泊料を助成する。 助 成 額 休憩：1人1回 250円以内 } (休憩・宿泊を合わせて 宿泊：1人1泊 500円以内 } 1人 1,500円を限度)</p>

※ (14)のイの県の指定する施設は次のとおりです。なお★印の施設については休憩利用の場合にもあらかじめ予約が必要です。療養保養所を利用する場合は、必ず被爆者健康手帳を持参してください。

クアハウス湯の山（休憩利用のみ）（広島市佐伯区湯来町） Tel (0829) 83-1198, 輝きの館（宿泊利用のみ）（呉市蒲刈町） Tel (0823) 66-1177, やすらぎの館（休憩利用のみ）（呉市蒲刈町） Tel (0823) 66-1126, かんぽの宿竹原（竹原市西野町） Tel (0846) 29-0141, ★休暇村大久野島（竹原市忠海町） Tel (0846) 26-0321, みはらし温泉・夢の宿（三原市須波ハイツ） Tel (0848) 69-1611, ★ホテルいんのしま（尾道市因島土生町） Tel (08452) 2-4661, 養老温泉本館（尾道市美ノ郷町） Tel (0848) 48-1411, ホテルグランティア福山 SPA RESORT（福山市沖野上町） Tel (084) 922-5511, みろくの里東館（宿泊利用のみ）（福山市沼隈町） Tel (084) 988-0003, 君田温泉・森の泉（三次市君田町） Tel (0824) 53-7021, かんぽの郷庄原（庄原市新庄町） Tel (0824) 73-1800, ★比婆山温泉熊野湯（庄原市西城町） Tel (0824) 84-2334, 並滝寺湖畔園（東広島市志和町） Tel (082) 433-5678, 宮浜グランドホテル（廿日市市宮浜温泉） Tel (0829) 55-2255, シーサイド温泉のうみ（江田島市能美町中町） Tel (0823) 40-2080, 能美海上ロッジ（江田島市能美町中町） Tel (0823) 45-2335, ★おおあさ鳴滝露天温泉（山県郡北広島町） Tel (0826) 82-3773, 芸北オークガーデン（山県郡北広島町） Tel (0826) 35-1230, 光信寺の湯ゆっくら（神石郡神石高原町） Tel (0847) 85-4000

2 広島市の援護事業

広島市は、被爆者の福祉増進及び健康の保持を図ることを目的として、広島市原子爆弾被爆者援護措置要綱に基づき、市内に居住する被爆者に対し、次の援護事業を実施している。

区分	内容
(1) 被爆者特別検査促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で直接被爆した方で、一般検査の結果、精密検査が必要と診断され、広島市が指定する医療機関で精密検査（特別検査）を受診した方に対して支給される。 支 給 額 1人年1回500円
(2) 認定被爆者弔慰金	認定被爆者が死亡した場合、葬祭料申請者に対して支給される。 支 給 額 10,000円
(3) 被爆身体障害者福祉手当	広島県の援護措置(3)と同じ
(4) 被爆者介護手当付加金	〃 (5) 〃
(5) 認定被爆者通院交通費	医療特別手当の受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた負傷または疾病の治療のため、医療機関へ通院している方に対して支給される。 支 給 額 公共交通機関の運賃の認定額（ただし、タクシーの場合は、公共交通機関を利用した場合の運賃相当の認定額）
(6) 被爆者在宅高齢者福祉手当	単身で居宅生活をしている被爆者で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）及び民法第877条第1項に定める扶養義務者のうち、子がない方に対し支給される。 ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び被爆身体障害者福祉手当との併給はできない。 支 給 額 月額 3,000円
(7) 被爆者生活特別手当	医療特別手当又は特別手当を受給している認定被爆者のうち、生活保護を受けている方に支給される。 支 給 額 月額 4,000円
(8) 介護保険利用料助成	広島県の援護措置(7)のア、(8)のア、(9)のア、(10)のア、(11)のア、(12)のア、(13)のアと同じ
(9) 老人福祉措置（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・養護老人ホーム入所など）等負担金助成	広島県の援護措置(7)のイ、(8)のイ、(9)のイ、(10)のイ、(11)のイ、(12)のイ、(13)のイと同じ
(10) 広島原爆養護ホーム 「矢野おりづる園」	居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者の養護を行う。

その他、日曜・出張健診、骨粗鬆症検診、原子爆弾小頭症患者見舞金の支給、被爆者健康交流事業の開催、老齢被爆者保養促進などを実施している。

3 広島県・市共通の援護事業

被爆者の福祉の増進を図るため、被爆者福祉施設の充実などを行う。

区分	内容
(1) 広島原爆養護ホーム	広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園、神田山やすらぎ園及び倉掛のぞみ園）において居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者の養護を行う。舟入むつみ園ではデイサービス及びショートステイ、倉掛のぞみ園ではショートステイも実施している。
(2) 広島赤十字・原爆病院	広島赤十字・原爆病院の医療機器整備費等の助成を行う。
(3) 被爆者相談事業	被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図るために、被爆者相談員を設置し、適切な助言、指導を行う。
(4) 原爆被爆者世帯の県・市営住宅優先入居措置	入居しようとする世帯員の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当受給者などのいる世帯については、選考順位が優先される。

4 平成 26 年度事業実施状況（県・広島市の援護事業）

事業名	広島県		広島市	
	延人員	金額	延人員	金額
被爆者就職支援度金	人 —	千円 —	人 —	千円 —
被爆者雇用奨励金	人 —	千円 —	人 —	千円 —
被爆者特別検査促進手当	人 51	千円 26	人 48	千円 24
認定被爆者通院交通費	人 576	千円 1,672	人 1,943	千円 3,498
被爆身体障害者福祉手当	人 36	千円 601	人 12	千円 200
被爆者特別福祉手当	人 48	千円 212	人 141	千円 564
介護手当付加金	人 178	千円 5,991	人 3,263	千円 105,852
認定被爆者死亡弔慰金	人 89	千円 890	人 339	千円 3,390
被爆者訪問介護利用助成金	人 12,265	千円 51,519	人 37,649	千円 184,057
被爆者通所介護利用助成金	人 36,142	千円 234,532	人 77,867	千円 502,464
被爆者短期入所生活介護等利用助成金	人 7,906	千円 79,768	人 12,862	千円 142,031
被爆者介護老人福祉施設利用助成金	人 9,026	千円 244,810	人 13,061	千円 361,644
被爆者小規模多機能型居宅介護負担金助成金	人 2,814	千円 54,108	人 1,774	千円 35,153
被爆者定期巡回・隨時対応型訪問介護看護所用助成金	人 82	千円 1,185	人 241	千円 3,470
被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)利用助成金	人 41	千円 878	人 127	千円 3,281
老人福祉措置(養護老人ホーム)負担金助成金	人 847	千円 39,823	人 1,719	千円 99,371
被爆者療養保養事業	人 3,943	千円 1,002	人 —	千円 —

※ 広島市の事業名については、異なるものがあるが、県と同一内容の事業について掲げた。

5 被爆者関係施設整備事業

原爆養護ホーム「舟入むつみ園」、「神田山やすらぎ園」及び「倉掛のぞみ園」の施設等の整備を行うとともに、広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設等の整備に対して助成を行う。また、広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の高度化を図るため、必要な診断機器の設備整備事業等に対し助成を行う。

6 原爆関係団体の育成等

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るために設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会」の費用を負担する。

7 在外被爆者援護事業

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 手帳交付渡日支援事業

新たに被爆者健康手帳の交付を受けようとする者へ渡日旅費等を支給する。

(2) 渡日治療支援事業

渡日治療が必要な者へ渡日旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。

(3) 保健医療助成事業

南米 7 か国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー、ウルグアイ及びベネズエラ）在住の被爆者が、民間保険会社の医療保険に加入した場合の保険料又は医療機関に支払った医療費を助成する。

(4) 健康相談等事業

北米及び南米へ専門医等を派遣し、健診・相談事業等を実施する。

(5) 手帳等交付事務

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地域へ職員を派遣し、面談審査を行う。

(6) 現地健康診断事業

北米及び南米の医療機関で健康診断を実施する。

【参考（在外被爆者援護事業の実施状況）】

事業 ※名称はH14～	～平成13年度	平成14年度	平成15年度
在外被爆者 手帳交付事業	—	事前申請：13件 (北米、南米、大韓民国)	事前申請：203件 (北米、南米、大韓民国)
在外被爆者 健康診断事業	北 米	概要：(社)広島県医師会が中心となり隔年に実施するこの事業に対し、助成。	概要：国の補助事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。
		会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、ジタル	会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、ジタル
		内容：健康診断、健康相談、行政相談	内容：健康診断、健康相談、行政相談
		回数：H13までに13回実施。(S52～)	
	南 米	概要：広島県が中心となり厚生労働省、外務省、長崎県と共に医師等を派遣。	概要：国の補助事業として、医師等を派遣。
		会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー	会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー
		内容：健康診断、健康相談、講演会、行政相談	内容：健康診断、健康相談、講演会、行政相談
		回数：H13までに9回実施。(S60～)	備考：ブラジルは講演会、相談のみ 備考：サンパウロ、リオデジネイロ、クリチバ、マリアの4都市で実施
在外被爆者 渡日治療等事業	北 米	概要：(社)広島県医師会が実施するこの事業に対し、助成。 実績：年間4人(H13)	治療申請：6件 (北米) 入院件数：5件 (大韓民国)
	南 米	概要：同上 実績：年間3人(H13)	治療申請：83件 (北米、南米、その他) 入院件数：24件 (北米、南米、大韓民国)
在外被爆者 保健医療助成事業		—	

事業	平成 16 年度		平成 17 年度	平成 18 年度
在外被爆者 手帳交付事業	事前申請：157 件 (北米, 南米, 大韓民国)		事前申請：85 件 (北米, 南米, 大韓民国)	事前申請：33 件 (北米, 南米, 大韓民国)
在外被爆者 健康診断事業 (～H17)	北 米		概要：国の補助事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。 会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、シリコンバレー 内容：健康診断、健康相談、行政相談	—
在外被爆者 健康相談等事業 (H18～)	南 米	概要：国の補助事業として、医師等を派遣。	—	概要：国の委託事業として、医師等を派遣
		会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー		会場：アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー
		内容：健康診断、健康相談、講演会、行政相談		内容：健康診断、健康相談、行政相談
		備考：ブラジルは、サンパウロ、クリチバ、リオデジネイロの3都市で実施		備考：ブラジルは未実施
在外被爆者 渡日治療等事業	治療申請：34 件 (北米, 南米, その他) 入院件数：33 件		治療申請：26 件 (北米, 南米, その他) 入院件数：23 件	治療申請：12 件 (北米, 大韓民国, その他) 入院件数：4 件
在外被爆者 保健医療助成事業	保健医療助成費支給：9 件 (南米)		保健医療助成費支給：86 件 (南米)	保健医療助成費支給：52 件 (南米)

事業	平成 19 年度		平成 20 年度	平成 21 年度
在外被爆者 手帳交付事業	事前申請：8 件 (北米, 大韓民国)		事前申請：10 件 (北米, 大韓民国)	事前申請：12 件 (大韓民国)
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。 会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、シアトル	—	概要：国の委託事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。 会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、シアトル
		内容：健康診断、健康相談、行政相談		内容：健康診断、健康相談、行政相談
		—		—
在外被爆者 渡日治療等事業	治療申請：21 件 (北米, 南米, 大韓民国) 入院件数：14 件		治療申請：21 件 (北米, 南米, 大韓民国) 入院件数：5 件	治療申請：30 件 (北米, 大韓民国, その他) 入院件数：3 件
在外被爆者 保健医療助成事業	保健医療助成費支給：91 件 (南米)		保健医療助成費支給：91 件 (南米)	保健医療助成費支給：96 件 (南米)

事業	平成 22 年度		平成 23 年度	平成 24 年度
在外被爆者 手帳交付事業	事前申請：6 件 (大韓民国)		事前申請：8 件 (北米, 大韓民国)	事前申請：8 件 (大韓民国)
在外被爆者 健康相談等事業	北 米 —		概要：国の委託事業として、(社)広島県 医師会に委託して実施。 会場：ロサンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、 シアトル 内容：健康診断、健康相談、 行政相談	—
在外被爆者 渡日治療等事業	概要：国の委託事業とし て、医師等を派遣 会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、ペルー 内容：健康診断、健康相談、 行政相談	—	概要：国の委託事業として、医師 等を派遣 会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、 ボリビア、ペルー 内容：健康診断、健康相談、行政相談	概要：国の委託事業として、医師 等を派遣 会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、 ボリビア、ペルー 内容：健康診断、健康相談、行政相談
在外被爆者 渡日治療等事業	治療申請：9 件 (北米, 南米, 大韓民国, その他) 入院件数：10 件		治療申請：9 件 (北米, 南米, 大韓民国, その他) 入院件数：7 件	治療申請：4 件 (北米, 大韓民国) 入院件数：11 件
在外被爆者 保健医療助成事業	保健医療助成費支給 93 件 (南米)		保健医療助成費支給 92 件 (南米)	保健医療助成費支給 93 件 (南米)

事業	平成 25 年度		平成 26 年度
在外被爆者 手帳交付事業	事前申請：7 件 (大韓民国)		事前申請：1 件 (大韓民国)
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。 会場：ロスアンゼルス、ハワイ、サンフランシスコ、シリコンバレー 内容：健康診断、健康相談、行政相談	—
在外被爆者 渡日治療等事業	南 米	—	概要：国の委託事業として、医師等を派遣。 会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー 内容：健康診断、健康相談、行政相談
在外被爆者 保健医療助成事業		治療申請：10 件 (北米、南米、大韓民国、その他) 入院件数：4 件	治療申請：4 件 (南米、大韓民国) 入院件数：3 件
在外被爆者 現地健康診断 事業 (H25～)	北 米	保健医療助成費支給 92 件 (南米)	保健医療助成費支給 82 件 (うち遡及支給 0 件) (南米)
	南 米	概要：現地の医療機関等に委託して健康診断を実施 会場：ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー	—

8 被爆実態啓発事業

原子爆弾被爆資料を展示することにより、被爆の実相を啓発し、被爆者援護の国民的合意を図る。

被爆写真展の開催 写真パネル 30 枚

実 施 主 体 広島県・長崎県

委 託 先 (公財)広島平和文化センター

平成 26 年度実績

開催地名 (都道府県)	主催者名	展示会場名	開催期間	入場者数 (人)
東京	東友会	東友会会議室	4月 18 日～4月 27 日	20
岐阜	高山市立東山中学校	校内廊下	5月 7 日～5月 21 日	141
大阪	堺市立金岡南小学校	校内多目的室	6月 16 日～6月 27 日	128
北海道	江別市総務課	江別市情報図書館	6月 21 日～7月 1 日	270
神奈川	綾瀬市市民課	市役所市民展示ホール	6月 30 日～7月 6 日	406
福島	郡山市立富田中学校	校内	7月 1 日～7月 5 日	70
愛知	岩倉市立岩倉中学校	校内	7月 1 日～7月 14 日	700
富山	原水爆禁止高岡協議会	高岡市生涯学習センター	7月 4 日～7月 6 日	216
岐阜	各務原市立川島中学校	校内	7月 4 日～7月 18 日	127
熊本	熊本県八代市立太田郷小学校	校内	7月 8 日～7月 23 日	123
北海道	八雲町教育委員会	熊石総合支所外 1 カ所	7月 11 日～7月 24 日	190
新潟	連合小千谷支部	サンラックおぢや	7月 12 日～7月 12 日	100
京都	城陽市秘書広報課	文化パルク城陽	7月 12 日～7月 12 日	464
愛知	葛飾区役所	区役所 2 階区民ホール	7月 14 日～8月 15 日	不明
大阪	東大阪市立岩田西小学校	校内	7月 15 日～7月 17 日	711
東京	千代田区役所国際平和男女平等人権課	千代田区庁舎区民ホール	7月 15 日～8月 3 日	600
岡山	岡山ひだまりの里病院	院内 1 階掲示板	7月 15 日～8月 15 日	150
千葉	千葉市平和のつどい	千葉市小中台公民館	7月 18 日～7月 20 日	552
埼玉	川越市役所	市役所本庁舎外 3 カ所	7月 22 日～8月 29 日	1,200
埼玉	本庄市役所秘書広報課	市役所市民ホール	7月 23 日～7月 30 日	500
山形	河北町役場政策推進課	河北町総合交流センター	7月 23 日～8月 13 日	600
兵庫	芦屋市役所人権推進課	芦屋市市民センター	7月 24 日～7月 24 日	2,000
広島	三次市地域振興課	三次市文化会館外 2 カ所	7月 25 日～8月 19 日	800
広島	安芸高田市立教育委員会	八千代文化施設フォルテ	7月 26 日～8月 3 日	322
山口	山陽小野田市立厚狭図書館	山陽小野田市立厚狭図書館	7月 26 日～8月 10 日	500
北海道	北見市役所-2	市民サービスセンター横「ふれあい広場」	7月 28 日～8月 17 日	490
埼玉	所沢市立所沢図書館富岡分館	館内	7月 31 日～8月 12 日	19
兵庫	豊岡市民プラザ	プラザ内交流サロン	7月 31 日～8月 17 日	430
秋田	連合秋田中央地協	秋田市拠点センターアルヴエ「きらめき広場」	8月 1 日～8月 1 日	300
大阪	四條畷市役所	市民総合センター	8月 1 日～8月 2 日	273
北海道	美唄市役所総務課	市民ふれあいサロン	8月 1 日～8月 15 日	761
千葉	千葉県東金市役所総務課	市役所 1 階ロビー	8月 1 日～8月 15 日	600
千葉	松戸市役所	市役所内	8月 1 日～8月 15 日	市民及び職員多数
愛知	美浜町企画部企画政策課	美浜町図書館	8月 1 日～8月 15 日	4,806

開催地名 (都道府県)	主催者名	展示会場名	開催期間	入場者数 (人)
奈良	宇陀市役所総務課	市役所1階ふるさとテラス	8月1日～8月15日	300
新潟	小千谷市役所企画政策課	小千谷市民学習センター 「楽集館」	8月1日～8月17日	400
愛知	正文館書店	カルチャースクエア	8月1日～8月17日	75
栃木	足利市役所経営管理課	市役所市民ホール	8月1日～8月18日	1,500
東京	武藏村山市役所	市役所1階ロビー外1カ所	8月1日～8月18日	1,000
兵庫	播磨町役場企画グループ	播磨町中央公民館外1カ所	8月1日～8月18日	1,600
長野	大町市役所庶務課	市役所市民ホール外1カ所	8月1日～8月21日	1,300
東京	練馬区役所総務課	区役所本庁舎外2カ所	8月1日～9月1日	集計なし
群馬	伊勢崎市行政課	市役所内	8月4日～8月8日	110
千葉	香取市役所	小見川市民センター	8月4日～8月11日	500
東京	青梅市役所	市役所1階ロビー	8月4日～8月15日	不明
東京	稻城市役所市民協働課	市役所1階ロビー	8月4日～8月15日	530
兵庫	高砂市役所	市民ギャラリーあいぽっと	8月4日～8月15日	500
滋賀	近江八幡市役所	市役所内	8月4日～8月18日	434
東京	足立区原爆被害者の会	足立区庁舎1階区民ロビー	8月5日～8月8日	1,500
岡山	玉野市役所 総務部総務課	ショッピングモールメルカ 2階	8月5日～8月11日	1,200
三重	桑名市立藤が丘小学校	校内	8月6日～8月6日	374
静岡	清水地域労働者協議会	はーとぴあ清水	8月9日～8月20日	1,450
愛媛	心の宝箱（ぬくもりをつなぐ 会）	住友生命	8月22日～8月24日	300
山口	山口県原爆被爆者支援センタ 一ゆだ苑	ゆめタウン山口、山口市民 会館小ホール	8月26日～9月6日	1,000
奈良	橿原市立金橋小学校	校内家庭科室	9月2日～9月9日	524
長野	長野県立上伊那農業高等学校	校内教室	10月19日～10月19日	500
埼玉	越谷市総務監理課	サンシティ越谷市民ホール	10月20日～10月26日	1,940
大阪	核戦争防止国際医師会議大阪 府支部	大阪医科大学、関西医科大学等4 カ所	10月25日～11月9日	150
東京	立教大学第三文明研究会	立教大学池袋キャンパス 10号館	11月1日～11月3日	435
埼玉	さいたま市総務課	さいたまプラザノース	11月1日～11月7日	1,500
長野	飯田市立飯田東中学校	校内	1月13日～1月27日	88
岡山	倉敷市立真備中学校	校内剣道場	2月5日～2月5日	108
兵庫	生協コープ神戸第5地区活動 本部	明石市生涯学習センター	3月6日～3月25日	115
東京	品川区総務課	区役所第二庁舎3階ロビー	3月13日～3月27日	2,000
計	実施団体数計 64	展示会場数計 79	入場者数計(把握分のみ)	40,002

9 原爆死没者慰靈式典等助成事業

国の原爆死没者慰靈等事業実施要綱を受け、原爆死没者を慰靈し、永遠の平和を祈念することを目的として、県内(広島市を除く。)で実施される原爆死没者慰靈式典等に次のとおり助成金を交付している。

(1) 対象事業

- ア 慰靈式典
- イ 慰靈碑の建設
- ウ 死没者を悼む出版物の刊行
- エ 死没者を悼む遺品展、絵画展等の各種イベント

(2) 助成額

事業に要する経費の4分の3以内で、式典については50万円、慰靈碑建設及び出版事業については100万円をそれぞれ上限とする。

(3) 平成26年度実績

(単位：件、千円)

区分	件数	助成額
慰靈式典	9	474
出版物	0	0
慰靈碑	—	—
計	9	474

10 その他

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用

国家総動員法下にあって、国民義勇隊、動員学徒、警防団員、医療従事者等、その業務に従事中原子爆弾の傷害作用により犠牲となった人の遺族や傷害を受けた被爆者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用され、遺族給与金、傷害年金等の給付が行われている。

(2) 税法上の特別措置

認定被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた人）又は認定被爆者を扶養される方は、特別障害者控除として所得税及び住民税の所得控除が受けられる。

また、認定被爆者が相続する場合、あるいは贈与を受ける場合にも特別障害者控除としての特別措置が受けられる場合がある。

詳しくは最寄りの税務署又は市町税金担当課へお問い合わせください。

